備考

番号	事件の種別	届出 地	記載する戸籍	記載す る欄	記載例
(5)	父母離婚後に出生 した嫡出子の 出 生 届	同上	同 上	同 上	平成四年四月拾日東京都千代 田区で出生同月拾五日母届出入 籍印 親権者母印
(6)	父未定の子の 出 生 届	同上	後夫及 び母の 戸籍	同 上	平成六年四月弐日横浜市中区 で出生父未定同月九日母届出入 籍⑪
(7)	出生届出未済の子 について、前夫の 嫡出子否認の裁判 の謄本を添付して 後夫からされた 嫡出子の出生届	非本籍地	父母の 戸籍	同 上	平成四年弐月拾弐日埼玉県浦 和市で出生同年六月弐拾日父届 出(平成四年六月拾弐日甲野義 太郎の嫡出子否認の裁判確定) 同月弐拾参日同市長から送付入 籍⑪
3	嫡出子の出生届 (国籍留保ととも) に届出があった 場合	在外公館	同 上	同 上	平成九年九月拾五日ブラジル 国サンパウロ州サンパウロ市で 出生同月弐拾日父国籍留保とと もに届出同年拾月拾五日在サン パウロ総領事から送付入籍印
4	同 上 (天災その他届出 義務者の責めに帰することのできない事由過後に 国籍留保とともに届出があった 場合	同上	同 上	同 上	平成拾参年壱月弐拾日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同年四月参拾日父国籍留保とともに届出(責めに帰することのできない事由のため期間経過)同年五月弐拾日在サンパウロ総領事から送付入籍⑪
(8)	日本の在外公館の 職員を父として生 地主義国で出生し た嫡出子の出生届	同上	同 上	同上	平成七年九月八日アメリカ合衆国ワシントン市で出生同月拾八日父(同国駐在大使館職員)届出同年拾月弐日在ニューヨーク総領事から送付入籍⑩

		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
出	生	【出生日】平成4年4月10日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成4年4月15日 【届出人】母	
親	権	【親権者】母	
出	生	【出生日】平成6年4月2日 【出生地】横浜市中区 【届出日】平成6年4月9日 【届出人】母 【特記事項】父未定	
出	生	【出生日】平成4年2月12日 【出生地】埼玉県浦和市 【届出日】平成4年6月20日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成4年6月23日 【受理者】埼玉県浦和市長 【特記事項】平成4年6月12日甲野義太郎の嫡出子否認の裁 判確定	注 1
出	生	【出生日】平成9年9月15日 【出生地】ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】平成9年9月20日 【届出人】父 【国籍留保の届出日】平成9年9月20日 【送付を受けた日】平成9年10月15日 【受理者】在サンパウロ総領事	
出	生	【出生日】平成13年1月20日 【出生地】ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】平成13年4月30日 【届出人】父 【国籍留保の届出日】平成13年4月30日 【送付を受けた日】平成13年5月20日 【受理者】在サンパウロ総領事 【特記事項】責めに帰することのできない事由のため期間経過	
出	生	【出生日】平成7年9月8日 【出生地】アメリカ合衆国ワシントン市 【届出日】平成7年9月18日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成7年10月2日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【特記事項】父アメリカ合衆国駐在大使館職員	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(9)	管轄局の指示を得 て受理した嫡出子 の 出 生 届	本籍地	同 上	同 上	平成八年八月拾日東京都千代 田区で出生平成拾五年五月拾日 父届出同月弐拾日入籍⑪
(10)	非本籍地で受理の 出生届が本籍地へ 未着のため届出人 から申出が あった場合	非本籍地	同 上	同 上	平成五年壱月拾八日京都市上 京区で出生同月弐拾日父届出平 成七年弐月拾日同区長から送付 入籍⑪
(11)	年長者の出生届に より弟 (妹) につ いてする父母との 続 柄 の 訂 正		同 上	弟(妹) の身分 事項欄	兄(姉)の出生届により平成 五年五月拾参日父母との続柄訂 正⑪
5	戸籍法62条による 嫡出子の出生届	本籍地	同 上	子の身 分事項 欄	平成六年拾壱月参拾日東京都 千代田区で出生同年拾弐月拾日 父母届出入籍⑪
6		非本籍地	同 上	同 上	平成六年拾壱月参拾日山梨県 山梨市で出生同年拾弐月拾日父 母届出同月拾四日同市長から送 付入籍⑪
7	嫡出でない子の 出 生 届	本籍地	母の戸籍	同 上	平成五年弐月弐拾壱日京都市 上京区で出生同年参月弐日母届 出入籍⑪
8		非本 籍地	同 上	同 上	平成五年弐月弐拾壱日千葉市 中央区で出生同年参月弐日同居 者丙原正作届出同月五日同区長 から送付入籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
出 生	【出生日】平成8年8月10日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成15年5月10日 【届出人】父 【入籍日】平成15年5月20日	
出生	【出生日】平成5年1月18日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成5年1月20日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成7年2月10日 【受理者】京都市上京区長	
訂 正	【訂正日】平成5年5月13日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】兄(姉)の出生届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	
出 生	【出生日】平成6年11月30日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成6年12月10日 【届出人】父母	
出生	【出生日】平成6年11月30日 【出生地】山梨県山梨市 【届出日】平成6年12月10日 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成6年12月14日 【受理者】山梨県山梨市長	
出 生	【出生日】平成5年2月21日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成5年3月2日 【届出人】母	
出 生	【出生日】平成5年2月21日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成5年3月2日 【届出人】同居者 丙原正作 【送付を受けた日】平成5年3月5日 【受理者】千葉市中央区長	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記 載 例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
9	嫡 出 で な い 子 の 出 生 届 (母につき新戸籍 を編製する場合)	非本籍地		戸籍事項欄	平成六年拾弐月拾日編製⑪	戸籍編製	【編製日】平成6年12月10日	
10				母の身 分事項 欄	子の出生届出平成六年拾弐月 拾日東京都千代田区平河町一丁 目四番地甲野義太郎戸籍から入 籍⑪	子の出生	【入籍日】平成6年12月10日 【入籍事由】子の出生届出 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
11				子の身 分事項 欄	平成六年拾壱月弐拾八日京都 市上京区で出生同年拾弐月弐日 母届出同月拾日同区長から送付 入籍印	出生	【出生日】平成6年11月28日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成6年12月2日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成6年12月10日 【受理者】京都市上京区長	
12			母の従 前の戸 籍	母の身 分事項 欄	平成六年拾弐月弐日子の出生 届出同月拾日京都市上京区長か ら送付東京都千代田区平河町一 丁目四番地に新戸籍編製につき 除籍⑪	子の出生	【届出日】平成6年12月2日 【除籍事由】子の出生届出 【送付を受けた日】平成6年12月10日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
(12)	離婚後300日以内 に出生した届出未 済の子について, 父子関係不存在確 認の裁判の謄本を 添付して母からさ れた嫡出でない子 の 出 生 届	本籍地	母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成参年八月拾壱日東京都千 代田区で出生同年拾弐月拾九日 母届出(平成参年拾弐月九日甲 野義太郎との親子関係不存在確 認の裁判確定)入籍印	出生	【出生日】平成3年8月11日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成3年12月19日 【届出人】母 【特記事項】平成3年12月9日甲野義太郎との親子関係不存 在確認の裁判確定	注 1
(13)	嫡出でない子の 出 生 届 (事実主義法制に 基づき父の氏名 を戸籍に記載す る場合	同上	同 上	同 上	平成弐年五月拾日東京都千代 田区で出生(父国籍フィリピン 共和国西暦千九百五拾七年六月 弐日生)同月拾六日母届出入籍 卸	出生	【出生日】平成2年5月10日 【出生地】東京都千代田区 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦1957年6月2日 【届出日】平成2年5月16日 【届出人】母	

(14)		地	記載す る戸籍		記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
	嫡出でない子の父 の氏名が戸籍に記載されていない場合において、事実 主義法制に基づき 文の氏名を記載 する旨の追完届	同上	日	同上	平成弐年六月五日父(国籍フィリピン共和国西暦千九百五拾 七年六月弐日生)の氏名追完母 届出⑪	出生追完	【出生日】平成2年5月10日 【出生地】東京都千代田区 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦1957年6月2日 【届出日】平成2年5月16日 【届出人】母 【追完日】平成2年6月5日 【追完の内容】父の国籍,生年月日 【届出人】母 【記録の内容】 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦1957年6月2日 【追完日】平成2年6月5日 【追完の内容】父の氏名 【届出人】母 【記録の内容】	-
(15)	棄児発見調書による場合		子の新 戸籍	戸籍事 項欄	平成拾参年八月参日編製⑪	戸籍編製	【編製日】平成13年8月3日	
(16)				子の身 分事項 欄	平成拾参年六月四日出生同年 八月参日東京都千代田区長届出 入籍⑪	出 生	【出生日】平成13年6月4日 【届出日】平成13年8月3日 【届出人】東京都千代田区長	
(17)	棄児の引取りによ る 訂 正 申 請		同上	戸籍事 項欄	平成五年拾月七日消除⑪	戸籍消除	【消除日】平成5年10月7日	
(18)				子の身 分事項 欄	平成五年拾月五日父東京都千 代田区平河町一丁目四番地甲野 義太郎引取同月七日申請消除⑩	引取り	【引取日】平成5年10月5日 【引取人】父 【引取人の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義 太郎 【引取人氏名】甲野義太郎 【申請日】平成5年10月7日 【消除事由】引取り	
(19)	外国人母の出生した子について、日本人父から戸籍法62条による嫡出子の出生届がされた場合	父の 本籍 地	父の戸籍	父の身 分事項 欄	平成参年七月拾日国籍フィリピン共和国アーティアート、サムエル(西暦千九百九拾年壱月弐拾日生母アーティアート、ミラー)を認知届出の効力を有する出生届出⑪	認知	【届出日】平成3年7月10日 【届出の性質】認知届出の効力を有する出生届出 【認知した子の氏名】アーティアート, サムエル 【認知した子の国籍】フィリピン共和国 【認知した子の生年月日】西暦1990年1月20日 【認知した子の母の氏名】アーティアート, ミラー	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
	2 認	知	(2	認	知)				
13	認 知 届	父の 本籍 地	父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成四年壱月八日京都市上京 区小山初音町十八番地乙野梅子 同籍広造を認知届出印	認	知	【認知日】平成4年1月8日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野 梅子	
14			母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成四年壱月八日東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野幸 雄同籍義太郎認知届出同月拾日 同区長から送付⑪	認	知	【認知日】平成4年1月8日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 (送付を受けた日】平成4年1月10日 【受理者】東京都千代田区長	
(20)	胎内にある子の 認 知 届	母の 本籍 地	父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成八年五月弐拾日京都市上 京区小山初音町十八番地乙野梅 子同籍広造を胎児認知届出同年 六月弐拾四日同区長から送付⑩	認	知	【胎児認知日】平成8年5月20日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子 【送付を受けた日】平成8年6月24日 【受理者】京都市上京区長	注 2
(21)			母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成八年六月八日東京都千代 田区で出生同月拾九日母届出同 月弐拾壱日同区長から送付入籍 ⑪ 平成八年五月弐拾日東京都千 代田区平河町一丁目四番地甲野	出	生	【出生日】平成8年6月8日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成8年6月19日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成8年6月21日 【受理者】東京都千代田区長	
					幸雄同籍義太郎胎児認知届出⑩	認	知	【胎児認知日】平成8年5月20日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸 雄	
(22)	遺言による認知届	父の 本籍 地	父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成六年参月弐拾日京都市上 京区小山初音町十八番地乙野梅 子同籍広造を認知同月参拾日遺 言執行者丙原仁助届出⑪	認	知	【認知日】平成6年3月20日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野 梅子 【届出日】平成6年3月30日 【届出人】遺言執行者 丙原仁助	
(23)			母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成六年参月弐拾日東京都千 代田区平河町一丁目四番地甲野 幸雄同籍亡義太郎認知同月参拾 日遺言執行者丙原仁助届出同年 四月壱日同区長から送付⑪	認	知	【認知日】平成6年3月20日 【認知者氏名】亡 甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 【届出日】平成6年3月30日 【届出人】遺言執行者 丙原仁助 【送付を受けた日】平成6年4月1日 【受理者】東京都千代田区長	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
(24)	死亡した子の 認 知 届	同上	父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成七年四月五日京都市上京 区小山初音町十八番地亡乙野梅 子を認知届出⑩
(25)			死亡した子の 除かれた戸籍	子の身 分事項 欄	平成七年四月五日東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野幸 雄認知届出同月七日同区長から 送付(直系卑属乙野広造)⑪
(26)	同一戸籍内の 認 知 届	同上	父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成五年壱月八日同籍甲野広 造を認知届出⑪
(27)				子の身 分事項 欄	平成五年壱月八日同籍甲野義 太郎認知届出⑪
(28)	父が生存中に郵送 した認知届	同上	同 上	父の身 分事項 欄	平成五年五月弐拾六日京都市 上京区小山初音町十八番地乙野 梅子同籍広造を認知届出(死亡 後受理) ⑪
(29)			母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成五年五月弐拾六日東京都 千代田区平河町一丁目四番地甲 野幸雄同籍義太郎認知届出(父 死亡後受理)同月弐拾八日同区 長から送付⑪
(30)	外国人からされた 認 知 届	子の 本籍 地	子の戸籍	同 上	平成拾年五月六日国籍ドイツ 連邦共和国リントホルスト、ク ラウスフリードリッヒ (西暦千 九百六拾壱年弐月壱日生) 認知 届出⑪
15	認 知 届 (子が嫡出子の身) 分を取得する場 合	父の 本籍 地	父母の 戸籍	父の身 分事項 欄	平成拾八年参月五日京都市上 京区小山初音町十八番地乙野梅 子同籍広造を認知届出⑩

		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
認	知	【認知日】平成7年4月5日 【認知した子の氏名】亡 乙野梅子 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子	
認	知	【認知日】平成7年4月5日 【認知者氏名】甲野幸雄 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 【送付を受けた日】平成7年4月7日 【受理者】東京都千代田区長 【直系卑属氏名】乙野広造	
認	知	【認知日】平成5年1月8日 【認知した子の氏名】甲野広造 【認知した子の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎	
認	知	【認知日】平成5年1月8日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義 太郎	
認	知	【認知日】平成5年5月26日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子 【特記事項】死亡後受理	注 3
認	知	【認知日】平成5年5月26日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 【送付を受けた日】平成5年5月28日 【受理者】東京都千代田区長 【特記事項】父死亡後受理	
認	知	【認知日】平成10年5月6日 【認知者氏名】リントホルスト、クラウスフリードリッヒ 【認知者の国籍】ドイツ連邦共和国 【認知者の生年月日】西暦1961年2月1日	
認	知	【認知日】平成18年3月5日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野 梅子	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
16			子の戸籍	子の身 分事項 欄	平成拾八年参月五日東京都千 代田区平河町一丁目四番地甲野 義太郎認知届出同月七日同区長 から送付父母との続柄訂正⑪	認	知	【認知日】平成18年3月5日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義 太郎 【送付を受けた日】平成18年3月7日 【受理者】東京都千代田区長 【関連訂正事項】父母との続柄 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	
(31)	認知により嫡出子の身分を取得した子の弟が父母との 続柄に変更を生ずる場合の訂正 (弟がその子と同一の戸籍にある とき		第の戸籍	弟の身 分事項 欄	平成五年七月参日父が兄広造 を認知届出同日父母との続柄訂 正⑪	訂	正	【訂正日】平成5年7月3日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成5年7月3日父が兄広造を認知届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	
(32)	同 上 (弟がその子と戸) 籍を異にすると き		同 上	同 上	平成五年七月参日父が兄広造 を認知届出同月五日東京都千代 田区長から送付父母との続柄訂 正⑪	計	正	【訂正日】平成5年7月5日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成5年7月3日父が兄広造を認知届出 【送付を受けた日】平成5年7月5日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	注 4
17	裁判による認知届	子の 本籍 地	父の戸籍	父の身 分事項 欄		認	知	【認知の裁判確定日】平成4年2月14日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子 【届出日】平成4年2月19日 【届出人】親権者母 【送付を受けた日】平成4年2月21日 【受理者】京都市上京区長	
18			母の戸籍	子の身 分事項 欄	平成四年弐月拾四日東京都千 代田区平河町一丁目四番地甲野 幸雄同籍義太郎認知の裁判確定 同月拾九日親権者母届出⑪	認	知	【認知の裁判確定日】平成4年2月14日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 【届出日】平成4年2月19日 【届出人】親権者母	
注3	記載例中「平成五	年五月	弐拾六日	」とある	, 子については、出生事項の記 のは、認知届が父の本籍地市区	i	後に記載す 付に到達し	<sup>-</sup> る。 た日である。	

による。

注4 認知届が被認知者の弟の本籍地の市区町村にされた場合は、30の振り合い

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例		
	3 養 子	縁組	(3	養	子緣組)				
19	夫婦が15歳以上の 未成年者を養子と する縁組届	養親 の本 籍地	養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄		養子縁組	【縁組日】平成4年1月13日 【共同縁組者】妻(夫) 【養子氏名】乙川英助		
20				養子の 身分事 項欄	平成四年壱月拾参日甲野義太 郎同人妻梅子の養子となる縁組 届出大阪市北区老松町二丁目六 番地乙川孝助戸籍から入籍⑪	養子縁組	【縁組日】平成4年1月13日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助		
21			養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍⑪	養子縁組	【縁組日】平成4年1月13日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成4年1月15日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
22	夫婦が15歳未満の 者を養子とする 縁 組 届	同上	養親の 戸籍	の各身	平成五年六月拾日妻 (夫) と ともに乙川英助を養子とする縁 組届出⑪	養子縁組	【縁組日】平成5年6月10日 【共同縁組者】妻(夫) 【養子氏名】乙川英助		
23				養子の 身分事 項欄	平成五年六月拾日甲野義太郎 同人妻梅子の養子となる縁組届 出(代諾者親権者父母)東京都 千代田区永田町四丁目五番地乙 川孝助戸籍から入籍⑪	養子縁組	【縁組日】平成5年6月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 乙川孝助		
24			養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成五年六月拾日甲野義太郎 同人妻梅子の養子となる縁組届 出(代諾者親権者父母)東京都 千代田区平河町一丁目四番地甲 野義太郎戸籍に入籍につき除籍 (印)	養子縁組	【縁組日】平成5年6月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
(33)	同 上 (法定代理人のほかに養子となる者の監護をすべき者があり、その者が父又は母である場合	養子の本籍地	養親の戸籍	の各身	平成拾参年参月五日妻(夫) とともに乙川英助を養子とする 縁組届出同月九日大阪市北区長 から送付⑪	養子縁組	【縁組日】平成13年3月5日 【共同縁組者】妻(夫) 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】平成13年3月9日 【受理者】大阪市北区長		

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(34)				養子の 身分事 項欄	平成拾参年参月五日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(代諾者親権者父)同月九日大阪市北区長から送付同区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍⑪
(35)			養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成拾参年参月五日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(代諾者親権者父)東京都 千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍
(36)	同 上 /縁組代諾者が未 成年後見人であ る場合	養親 の本 籍地	養親の戸籍	同 上	平成拾六年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(代諾者未成年後見人丙原秀吉)東京都千代田区永田町四丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍@
(37)			養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成拾六年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(代諾者未成年後見人丙原秀吉)東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍⑪
(38)	夫婦の一方(妻) が15歳未満の者を養子とする縁組届 (養親となる者の) 配偶者がその意 思を表示することができない場合	同上	養親の戸籍	養母の 身分事 項欄	平成拾四年弐月九日乙川英助 を養子とする縁組届出@
(39)				養子の 身分事 項欄	平成拾四年弐月九日甲野梅子 の養子となる縁組届出(代諾者 親権者父母)大阪市北区老松町 二丁目六番地乙川孝助戸籍から 入籍印

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子縁組	【縁組日】平成13年3月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父 【送付を受けた日】平成13年3月9日 【受理者】大阪市北区長 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	
養子縁組	【縁組日】平成13年3月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子縁組	【縁組日】平成16年6月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】未成年後見人 丙原秀吉 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 乙川孝助	注 5
養子縁組	【縁組日】平成16年6月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】未成年後見人 丙原秀吉 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子縁組	【縁組日】平成14年2月9日 【養子氏名】乙川英助	
養子縁組	【縁組日】平成14年2月9日 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
(40)			養子の	養子の	平成拾四年弐月九日甲野梅子
			縁組前	身分事	の養子となる縁組届出(代諾者
			の戸籍	項欄	親権者父母) 同月拾弐日東京都
					千代田区長から送付同区平河町
					一丁目四番地甲野義太郎戸籍に
					入籍につき除籍回
25	夫婦の一方が他方	同上	養親の	養親の	平成拾弐年壱月拾八日乙川英
	の同意を得て養子		戸籍	身分事	助を養子とする縁組届出印
	をする縁組届			項欄	
26				養子の	平成拾弐年壱月拾八日甲野梅
				身分事	子の養子となる縁組届出大阪市
				項欄	北区老松町二丁目六番地乙川孝
					助戸籍から入籍印
27			養子の	同上	平成拾弐年壱月拾八日甲野梅
			縁組前		子の養子となる縁組届出同月弐
			の戸籍		拾五日東京都千代田区長から送
					付同区平河町一丁目四番地甲野
					義太郎戸籍に入籍につき除籍⑩
28	配偶者を有しない	同上	養親の	戸籍事	平成弐年九月九日編製印
	者が養子をする		新戸籍	項欄	
	縁 組 届				
	(養親につき新戸)				
	籍を編製する場				
	合				
29				養親の	平成弐年九月九日乙川英助を
				身分事	養子とする縁組届出東京都千代
				項欄	田区平河町一丁目四番地甲野義
					太郎戸籍から入籍印
30			養親の	同上	平成弐年九月九日乙川英助を
			従前の		養子とする縁組届出東京都千代
			戸籍		田区平河町一丁目四番地に新戸
					籍編製につき除籍回
(41)	夫婦が夫婦を養子	養子	養子の	戸籍事	平成五年弐月九日編製印
	とする縁組届	の新	新戸籍	項欄	
		本籍			
		地			
	I		I		

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子縁組	【縁組日】平成14年2月9日 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】平成14年2月12日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子縁組	【縁組日】平成12年1月18日 【養子氏名】乙川英助	
養子縁組	【縁組日】平成12年1月18日 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	
養子縁組	【縁組日】平成12年1月18日 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成12年1月25日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
戸籍編製	【編製日】平成2年9月9日	注 6
養子縁組	【縁組日】平成2年9月9日 【養子氏名】乙川英助 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子縁組	【縁組日】平成2年9月9日 【養子氏名】乙川英助 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
戸籍編製	【編製日】平成5年2月9日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(42)				筆頭者 とな子 (夫)の 身分 項欄	平成五年弐月九日妻とともに 東京都千代田区平河町一丁目四 番地甲野義太郎同人妻梅子の養 子となる縁組届出大阪市北区老 松町二丁目七番地乙川英助戸籍 から入籍印	養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助	
(43)					平成五年弐月九日夫とともに 甲野義太郎同人妻梅子の養子と なる縁組届出入籍⑪	養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助	
(44)			養親の戸籍	筆頭者 である 養父の 身分事 項欄	平成五年弐月九日妻とともに 大阪市北区老松町二丁目七番地 (新本籍東京都千代田区平河町 二丁目十番地) 乙川英助同人妻 竹子を養子とする縁組届出⑪	養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【養子氏名】乙川竹子 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
(45)				養母の 身分事 項欄	平成五年弐月九日夫とともに 乙川英助同人妻竹子を養子とす る縁組届出@	養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【養子氏名】乙川竹子 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
(46)			養子の縁組前の戸籍	筆頭者 である 養子 (夫)の 身分事 項欄	平成五年弐月九日妻とともに 東京都千代田区平河町一丁目四 番地甲野義太郎同人妻梅子の養 子となる縁組届出同月拾壱日同 区長から送付同区平河町二丁目 十番地に新戸籍編製につき除籍 (印)	養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月11日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
(47)				養子	平成五年弐月九日夫とともに
				(妻)の	甲野義太郎同人妻梅子の養子と
				身分事	なる縁組届出同月拾壱日東京都
				項欄	千代田区長から送付除籍回
(48)	夫婦がその嫡出子	養親	養子の	戸籍事	平成六年弐月九日編製印
	の配偶者を養子	の本	新戸籍	項欄	
	とする縁組届	籍地			
	養子が自己(夫)				
	の氏を称する婚				
	姻をしている場				
(49)	\frac{1}{11}			筆頭者	平成六年弐月九日東京都千代
(43)				半頭有となる	田区平河町一丁目四番地甲野義
				養子	太郎同人妻梅子の養子となる縁
				(夫)の	組届出大阪市北区老松町二丁目
				身分事	七番地乙川英助戸籍から入籍印
				項欄	
(50)				養子の	平成六年弐月九日夫とともに
(00)				配偶者	入籍印
				(妻)の	7 THE
				身分事	
				項欄	
(51)			養親の	筆頭者	平成六年弐月九日妻とともに
			戸籍	である	大阪市北区老松町二丁目七番地
				養父の	(新本籍東京都千代田区平河町
				身分事	二丁目十番地)乙川英助を養子
				項欄	とする縁組届出回
(52)				養母の	平成六年弐月九日夫とともに
				身分事	乙川英助を養子とする縁組届出
				項欄	(1)
	•				

	コンピュータシステムによる証明書記載例	信才
養子縁組	【縁組日】平成5年2月9日 【共同縁組者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月11日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
戸籍編製	【編製日】平成6年2月9日	
養子縁組	【縁組日】平成6年2月9日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助	
配偶者の縁組	【入籍日】平成6年2月9日 【入籍事由】夫の縁組 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助	
養子縁組	【縁組日】平成6年2月9日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
養子縁組	【縁組日】平成6年2月9日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目7番地 乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載す る欄	記載例
(53)			養子の 縁組前 の戸籍	筆頭者 であ子 (夫)の 身項欄	平成六年弐月九日東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野義 太郎同人妻梅子の養子となる縁 組届出同月拾壱日同区長から送 付同区平河町二丁目十番地に新 戸籍編製につき除籍⑪
(54)				養子の 配偶者 (妻)の 身分事 項欄	平成六年弐月拾壱日夫ととも に除籍⑪
(55)	同 上 (養子が相手方) (妻)の氏を称す る婚姻をしてい る場合	同上	養子の 戸籍	養子の 身分事 項欄	平成五年参月五日東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野義 太郎同人妻梅子の養子となる縁 組届出⑪
(56)			養親の戸籍	筆頭者 で 養 分 身 項 欄	平成五年参月五日妻とともに 東京都千代田区平河町二丁目十 番地甲野竹子同籍英助を養子と する縁組届出⑪
(57)				養母の 身分事 項欄	平成五年参月五日夫とともに 甲野英助を養子とする縁組届出 ⑪
(58)	夫婦が外国人を 養子とする縁組届	同上	同上	筆頭者 である 養父事 項欄	平成拾年弐月弐拾日妻ととも に国籍アメリカ合衆国ラッシュ マン、ウェイン(西暦千九百七 拾六年壱月壱日生)を養子とす る縁組届出館
(59)				養母の 身分事 項欄	平成拾年弐月弐拾日夫ととも にラッシュマン、ウェインを養 子とする縁組届出@

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子縁組配偶者の縁組	【縁組日】平成6年2月9日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【送付を受けた日】平成6年2月11日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 【除籍日】平成6年2月11日 【除籍事由】夫の縁組 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
養子縁組	【縁組日】平成5年3月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太 郎	
養子縁組	【縁組日】平成5年3月5日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】甲野英助 【養子の戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野竹 子	
養子縁組	【縁組日】平成5年3月5日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】甲野英助 【養子の戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野竹 子	
養子縁組	【縁組日】平成10年2月20日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】ラッシュマン,ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦1976年1月1日	
養子縁組	【縁組日】平成10年2月20日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】ラッシュマン,ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦1976年1月1日	

番号	事件の種別	届出 地	記載する戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(60)	外国人夫婦の養子 となる縁組届	非本籍地		養子の 身分事 項欄	平成拾年拾月五日国籍アメリカ合衆国ベルナール、ウィリアム(西暦千九百六拾六年壱月壱日生)同人妻マリー(西暦千九百六拾九年参月参日生)の養子となる縁組届出同月九日横浜市中区長から送付⑪	養子縁組	【縁組日】平成10年10月5日 【養父氏名】ベルナール,ウィリアム 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1966年1月1日 【養母氏名】ベルナール,マリー 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1969年3月3日 【送付を受けた日】平成10年10月9日 【受理者】横浜市中区長	
(61)	外国人夫婦の養子 となった縁組届	養子の本籍地	同 上	同 上	平成参年七月壱日国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン(西暦千九百四拾八年六月参日生)同人妻ケイ(西暦千九百五拾年九月拾日生)の養子となる縁組の裁判確定同月四日養父母届出@	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成3年7月1日 【養父氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1948年6月3日 【養母氏名】ラッシュマン、ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1950年9月10日 【届出日】平成3年7月4日 【届出人】養父母	
(62)	外国人夫婦の養子 となった縁組届出 後,実方の血族と の親族関係が終了 する旨の追完届	同上	養子の 新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年五月六日編製印	戸籍編製	【編製日】平成10年5月6日	
(63)				養子の 身分事 項欄	平成拾年五月六日実方の血族 との親族関係が終了する旨父母 追完届出東京都千代田区永田町 一丁目二番乙川孝助戸籍から入 籍⑪	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成3年7月1日 【養父氏名】ラッシュマン,ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1948年6月3日 【養母氏名】ラッシュマン,ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1950年9月10日 【届出日】平成3年7月4日 【届出日】平成3年7月4日 【届出人】父母 【入籍日】平成10年5月6日 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 乙川孝助 【特記事項】平成10年5月6日実方の血族との親族関係が終了する旨父母追完届出	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例
(64)		7E	養子の従前籍	同上	平成拾年五月六日実方の血族 との親族関係が終了する旨養父 母追完届出東京都千代田区永田 町一丁目二番に新戸籍編製につ き除籍⑪	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成3年7月1日 【養父氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1948年6月3日 【養母氏名】ラッシュマン、ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1950年9月10日 【届出日】平成3年7月4日 【届出日】平成3年7月4日 【届出人】養父母 【除籍日】平成10年5月6日 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了
						追完	【追完日】平成10年5月6日 【追完の内容】実方の血族との親族関係が終了する旨 【届出人】養父母 【記録の内容】 【除籍日】平成10年5月6日 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了
(65)	外国人夫婦の養子 となった縁組届 (実方の血族との) 親族関係が終了 する縁組が日本 の家庭裁判所で 成立した場合	同上	養子の新戸籍		平成拾年拾月八日編製⑪	戸籍編製	【編製日】平成10年10月8日
(66)				養子の 身分事 項欄	平成拾年拾月壱日国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン(西暦千九百四拾八年六月参日生)同人妻ケイ(西暦千九百五拾年九月百五拾年九月拾日生)の養子となる縁組の裁判確定(実方の血族との親族関係終了)同月八日父母届出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍から入籍(印)	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成10年10月1日 【養父氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1948年6月3日 【養母氏名】ラッシュマン、ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1950年9月10日 【届出日】平成10年10月8日 【届出日】父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 乙川孝助 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了
(67)			養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成拾年拾月壱日養子となる 縁組の裁判確定(実方の血族と の親族関係の終了)同月八日養 父母届出東京都千代田区永田町 一丁目二番に新戸籍編製につき 除籍⑪	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成10年10月1日 【届出日】平成10年10月8日 【届出人】養父母 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了

備考

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍		記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(68)	同 上 (実方の血族との 親族関係が終了 する縁組が外国 の裁判所で成立した場合	同上	養子の 新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年拾月八日編製印	戸籍編製	【編製日】平成10年10月8日	
(69)				養子の身分事項欄	平成拾年拾月壱日アメリカ合衆国ワシントン州の方式により国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン(西暦千九百四拾八年六月参日生)同人妻ケイ(西暦千九百五拾年九月拾日生)の養子となる縁組の裁判確定(実方の血族との親族関係の終了)同月八日父母証書提出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍から入籍⑪	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成10年10月1日 【養父氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦1948年6月3日 【養母氏名】ラッシュマン、ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦1950年9月10日 【縁組の方式】アメリカ合衆国ワシントン州の方式 【証書提出日】平成10年10月8日 【証書提出者】父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 乙川孝助 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
(70)			養子の 縁組前 の戸籍	同上	平成拾年拾月壱日アメリカ合衆国ワシントン州の方式により養子となる縁組の裁判確定(実方の血族との親族関係終了)同月八日養父母証書提出東京都千代田区永田町一丁目二番に新戸籍編製につき除籍印	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成10年10月1日 【縁組の方式】アメリカ合衆国ワシントン州の方式 【証書提出日】平成10年10月8日 【証書提出者】養父母 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
(71)	15歳未満の養子に ついて, 戸籍上の 父母との親子関係 不存在確認の裁判 による戸籍訂正後 にされた実父母の 縁組承諾の追完届	同上	養父母の戸籍	同 上	平成五年八月七日養子の縁組 代諾者親権者父母追完届出⑪	養子縁組	【縁組日】平成4年5月16日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】東京都中央区小田原三丁目1番地 丙原太郎 【縁組追完日】平成5年8月7日 【追完届出人】親権者父母	
						追完	【追完日】平成5年8月7日 【追完の内容】代諾者親権者父母が縁組届出 【届出人】親権者父母 【記録の内容】 【縁組追完日】平成5年8月7日 【追完届出人】親権者父母	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
(72)			養子の 縁組前 の戸籍	同上	平成五年八月七日養子の縁組 代諾者親権者父母追完届出同月 九日東京都千代田区長から送付 印
(73)	養子縁組取消届	養親 の本 籍地	養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成四年八月拾四日甲野英助 を養子とする縁組取消の裁判確 定同月拾八日届出⑪
(74)				養子の 身分事 項欄	平成四年八月拾四日養父甲野 義太郎養母梅子の養子となる縁 組取消の裁判確定同月拾八日養 父母届出東京都千代田区永田町 四丁目五番地乙川孝助戸籍に入 籍につき除籍⑪
31	夫婦が戸籍を異に する者を特別養子 と し た 縁 組 届	同上	同上	特別養 子の身 分事項 欄	平成拾参年参月拾五日民法八 百十七条の二による裁判確定同 月弐拾日父母届出京都市上京区 小山初音町十八番地甲野英助戸 籍から入籍⑩
32			特別養 子の新 戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年参月弐拾六日編製 (印) 平成拾参年参月弐拾六日消除 (印)

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子縁組追完	【縁組日】平成4年5月16日 【養父氏名】甲野養太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】平成4年5月20日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【縁組追完日】平成5年8月7日 【追完届出人】親権者父母 【追完日】平成5年8月7日 【追完の内容】代諾者親権者父母が縁組届出 【届出人】親権者父母 【送付を受けた日】平成5年8月9日 【受理者】東京都千代田区長 【記録の内容】 【縁組追完日】平成5年8月7日 【追録の内容】	
養子縁組取消し	【縁組取消しの裁判確定日】平成4年8月14日 【養子氏名】甲野英助 【届出日】平成4年8月18日	注 7
養子縁組取消 し	【縁組取消しの裁判確定日】平成4年8月14日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成4年8月18日 【届出人】養父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 乙川孝助	
民法817条の2	【民法817条の2による裁判確定日】平成13年3月15日 【届出日】平成13年3月20日 【届出人】父母 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 甲野英助	
戸籍編製戸籍消除	【編製日】平成13年3月26日 【消除日】平成13年3月26日	

						۱ ۱		
番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる
33				特別養 子の身 分事項 欄	平成拾参年参月拾五日甲野義 太郎同人妻梅子の特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日父 母届出同月弐拾六日東京都千代 田区長から送付京都市上京区小 山初音町十八番地乙川孝助戸籍 から入籍東京都千代田区平河町 一丁目四番地甲野義太郎戸籍に 入籍につき除籍⑪		特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成13年3月20 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成13年 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】京都市上京区小山 【入籍戸籍】東京都千代田区平
34			特別養 子の従 前の戸 籍	同 上	平成拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日養父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍		特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】 【届出日】平成13年3月20 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成13年 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】京都市上京区小山初 【縁組後の氏】甲野
(75)	夫婦が同籍の者を 特別養子とした 縁 組 届	同上	養親の戸籍	戸末記る養身項のにす別の事	平成拾四年弐月九日民法八百 十七条の二による裁判確定同月 拾参日父母届出記載⑪		民法817条 の2	【民法817条の2による裁判 【届出日】平成14年2月13 【届出人】父母
(76)				特別養 子に係 る従前 の部分 の身分 事項欄	平成拾四年弐月九日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子となる 縁組の裁判確定同月拾参日父母 届出末尾記載につき消除⑩		特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成14年2月13 【届出人】父母 【特記事項】末尾記録につき消
(77)	夫婦が外国人を特別養子とした 縁 組 届	同上	同 上	筆頭者 で養父分 身分 欄	平成拾弐年参月弐日妻とともに国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と民法八百十七条の二による裁判確定同月拾日届出⑪		民法817条 の2	【民法817条の2による裁判 【共同縁組者】妻 【養子氏名】ラッシュマン,ウ 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦199 【届出日】平成12年3月10

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成13年3月15日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成13年3月20日 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成13年3月26日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙川孝助 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成13年3月15日 【届出日】平成13年3月20日 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成13年3月26日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【縁組後の氏】甲野	
民法817条 の2	【民法817条の2による裁判確定日】平成14年2月9日 【届出日】平成14年2月13日 【届出人】父母	
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成14年2月9日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成14年2月13日 【届出人】父母 【特記事項】末尾記録につき消除	
民法817条 の2	【民法817条の2による裁判確定日】平成12年3月2日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦1996年1月1日 【届出日】平成12年3月10日	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(78)				養母の 身分事 項欄	平成拾弐年参月弐日夫ととも にラッシュマン、ウェインと民 法八百十七条の二による裁判確 定同月拾日届出⑪
(79)	特別養子の入籍 (末尾記載)により養方の弟(妹) についてする父母 との続柄の訂正		弟(妹)の戸籍	弟(妹) の身分 事項欄	兄(姉)の入籍(末尾記載) により平成拾参年弐月拾参日父 母との続柄訂正⑪

- 注5 養親の戸籍中養父母の各身分事項欄の記載は、22の振り合いによる。
- 注6 養親の新戸籍中養子の身分事項欄の記載は、20又は23の「同人妻梅子」を 21又は24の「同人妻梅子」を除いた振り合いによる。
- 注7 養子の縁組前の戸籍中養子の身分事項欄の記載は、何の「……養父母届出」 番地甲野義太郎戸籍から入籍」とした振り合いによる。

## **4 養 子 離 縁** (4 養 子 離 縁)

35	15歳以上の養子が 養親と同一の戸籍 にある場合の 協議離縁届	非本 籍地	養子の 縁組前 の戸籍	養子の 身分事 項欄	平成四年壱月弐拾七日養父甲 野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同月参拾日京都市上京区長か ら送付東京都千代田区平河町一 丁目四番地甲野義太郎戸籍から 入籍⑪
36			養親の戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成四年壱月弐拾七日妻(夫) とともに養子英助と協議離縁届 出同年弐月壱日京都市上京区長 から送付⑪
37				養子の 身分事 項欄	平成四年壱月弐拾七日養父甲 野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同年弐月壱日京都市上京区長 から送付大阪市北区老松町二丁 目六番地乙川孝助戸籍に入籍に つき除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
民法817条の2	【民法817条の2による裁判確定日】平成12年3月2日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦1996年1月1日 【届出日】平成12年3月10日	
訂 正	【訂正日】平成13年2月13日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】兄(姉)の入籍(末尾記録) 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	

除いた振り合いにより、また、養子の縁組前の戸籍中養子の身分事項欄の記載は、

以下を「……養父母届出同月弐拾壱日京都市上京区長から送付同区小山初音町八

養子離縁	【離縁日】平成4年1月27日
	【養父氏名】甲野義太郎
	【養母氏名】甲野梅子
	【送付を受けた日】平成4年1月30日
	【受理者】京都市上京区長
	【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
養子離縁	【離縁日】平成4年1月27日
	【共同離縁者】妻(夫)
	【養子氏名】甲野英助
	【送付を受けた日】平成4年2月1日
	【受理者】京都市上京区長
養子離縁	【離縁日】平成4年1月27日
	【養父氏名】甲野義太郎
	【養母氏名】甲野梅子
	【送付を受けた日】平成4年2月1日
	【受理者】京都市上京区長
	【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
38	同 上 (養子の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合 又は養子が新戸籍編製の申出をした場合	養親 の本 籍地	養子の 新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月五日編製⑩
39				養子の 身分事 項欄	平成五年弐月弐日養父甲野義 太郎と協議離縁届出同月五日東 京都千代田区長から送付同区平 河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍⑪
40			養親の 戸籍	同 上	平成五年弐月弐日養父甲野義 太郎と協議離縁届出京都市上京 区小山初音町二十番地に新戸籍 編製につき除籍⑪
(80)	夫婦で養子となっ た者の協議離縁届	同上	養子の 離縁後 の新戸 籍	筆と養子(夫) 項欄	平成八年五月壱日妻とともに 養父甲野義太郎養母梅子と協議 離縁届出同月四日東京都千代田 区長から送付同区平河町二丁目 十番地甲野英助戸籍から入籍⑪
(81)				養子 (妻)の 身分事 項欄	平成八年五月壱日夫とともに 養父甲野義太郎養母梅子と協議 離縁届出同月四日東京都千代田 区長から送付入籍⑪
(82)			養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成八年五月壱日妻(夫)と ともに養子英助同人妻竹子と協 議離縁届出⑪
(83)			養子の 離縁前 の戸籍	筆で養(夫)分欄 関あ子(大)分欄	平成八年五月壱日妻とともに 養父甲野義太郎養母梅子と協議 離縁届出京都市上京区小山初音 町十八番地に新戸籍編製につき 除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
戸籍編製	【編製日】平成5年2月5日	注 8
養子離縁	【離縁日】平成5年2月2日 【養父氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月5日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子離縁	【離縁日】平成5年2月2日 【養父氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地	-
養子離縁	【離縁日】平成8年5月1日 【共同離縁者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成8年5月4日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野英助	75
養子離縁	【離縁日】平成8年5月1日 【共同離縁者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成8年5月4日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野英助	
養子離縁	【離縁日】平成8年5月1日 【共同離縁者】妻(夫) 【養子氏名】甲野英助 【養子氏名】甲野竹子	
養子離縁	【離縁日】平成8年5月1日 【共同離縁者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
(84)				養子 (妻)の 身分事 項欄	平成八年五月壱日夫とともに 養父甲野義太郎養母梅子と協議 離縁届出除籍⑪
(85)	配偶者のある養子の協議離縁届(養子が復氏する)場合	同上	養子の 離縁後 の新戸 籍	養子の 身分事 項欄	平成七年四月拾日養父甲野義 太郎養母梅子と協議離縁届出同 月拾参日京都市上京区長から送 付東京都千代田区永田町四丁目 五番地甲野英助戸籍から入籍卿
(86)				養子の 配偶者 の身分 事項欄	平成七年四月拾参日夫ととも に入籍⑪
(87)			養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成七年四月拾日妻(夫)と ともに養子英助と協議離縁届出 ⑪
(88)			養子の 離縁前 の戸籍	養子の 身分事 項欄	平成七年四月拾日養父甲野義 太郎養母梅子と協議離縁届出同 月拾参日京都市上京区長から送 付東京都千代田区永田町四丁目 五番地に新戸籍編製につき除籍 (印)
(89)				養子の 配偶者 の身分 事項欄	平成七年四月拾参日夫ととも に除籍⑪
(90)	妻の氏を称する婚姻をしている養子の協議離縁届	同上	養親の 戸籍	養父の 身分事 項欄	平成拾参年壱月九日養子乙川 英助と協議離縁届出 <sup>(1)</sup>
(91)			養子の 戸籍	養子の 身分事 項欄	平成拾参年壱月九日養父甲野 義太郎と協議離縁届出⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁	【離縁日】平成8年5月1日 【共同離縁者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地	
養子離縁	【離縁日】平成7年4月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成7年4月13日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 甲野英助	注9
配偶者の離縁	【入籍日】平成7年4月13日 【入籍事由】夫の離縁 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 甲野英助	注 9
養子離縁	【離縁日】平成7年4月10日 【共同離縁者】妻(夫) 【養子氏名】甲野英助	
養子離縁	【離縁日】平成7年4月10日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成7年4月13日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地	
配偶者の離縁	【除籍日】平成7年4月13日 【除籍事由】夫の離縁 【新本籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地	
養子離縁	【離縁日】平成13年1月9日 【養子氏名】乙川英助	
養子離縁	【離縁日】平成13年1月9日 【養父氏名】甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(92)	養親夫婦の一方と の 協 議 離 縁 届 (養子が離縁をす) る養親と同氏で (復氏しない場合)	同上	養親の 戸籍	養父の 身分事 項欄	平成拾参年八月六日養子英助 と協議離縁届出 <sup>(1)</sup>
(93)				養子の 身分事 項欄	平成拾参年八月六日養父甲野 義太郎と協議離縁届出⑩
(94)	離婚により婚姻前 の氏に復している 養 親 と す る 協 議 離 縁 届	養子 の本 籍地	養子の 戸籍	同 上	平成四年五月七日養母乙野梅 子と協議離縁届出⑪
(95)			養親の 離婚後 の戸籍	養親の 身分事 項欄	平成四年五月七日養子甲野英 助と協議離縁届出同月拾日東京 都千代田区長から送付⑩
41	15歳未満の養子の 協議離縁届	養親 の本 籍地	養子の 縁組前 の戸籍	養子の 身分事 項欄	平成参年六月参日養父甲野義 太郎と協議離縁届出(協議者親 権者となるべき父母)同月五日 京都市上京区長から送付同区小 山初音町二十番地甲野義太郎戸 籍から入籍@
42			養親の 戸籍	養親の 身分事 項欄	平成参年六月参日養子英助と 協議離縁届出⑪
43				養子の 身分事 項欄	平成参年六月参日養父甲野義 太郎と協議離縁届出(協議者親 権者となるべき父母)東京都千 代田区永田町四丁目五番地乙川 孝助戸籍に入籍につき除籍⑪
(96)	養親と同一戸籍に ある15歳未満の養 子の協議離縁届 (養親夫婦の一方) がその意思を表 示することがで (きない場合	同上	同 上	養親の 身分事 項欄	平成拾参年四月壱日養子英助 と協議離縁届出⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁	【離縁日】平成13年8月6日 【養子氏名】甲野英助	
養子離縁	【離縁日】平成13年8月6日 【養父氏名】甲野義太郎	
養子離縁	【離縁日】平成4年5月7日 【養母氏名】乙野梅子	
養子離縁	【離縁日】平成4年5月7日 【養子氏名】甲野英助 【送付を受けた日】平成4年5月10日 【受理者】東京都千代田区長	
養子離縁	【離縁日】平成3年6月3日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】親権者となるべき父母 【送付を受けた日】平成3年6月5日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町20番地 甲野義太郎	
養子離縁	【離縁日】平成3年6月3日 【養子氏名】甲野英助	
養子離縁	【離縁日】平成3年6月3日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】親権者となるべき父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町四丁目5番地 乙川孝助	-
養子離縁	【離縁日】平成13年4月1日 【養子氏名】甲野英助	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(97)				養子の 身分事 項欄	平成拾参年四月壱日養父甲野 義太郎と協議離縁届出(協議者 未成年後見人となるべき丙原秀 吉) ⑪
44	養親死亡後の 離 縁 届	離縁 後の 本籍 地	養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成六年七月拾五日養父亡甲 野義太郎養母亡梅子と離縁届出 横浜市中区昭和町十八番地甲野 義太郎戸籍から入籍⑪
45			養親の戸籍	同 上	平成六年七月拾五日養父亡甲 野義太郎養母亡梅子と離縁届出 同月拾八日大阪市北区長から送 付同区老松町二丁目六番地乙川 孝助戸籍に入籍につき除籍⑪
(98)	15歳未満の養子が 死亡養親と生存養 親の双方とする 離 縁 届	養親 の本 籍地	養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成七年拾月七日養父亡甲野 義太郎と離縁養母花子と協議離 縁届出(協議者親権者となるべ き父母)東京都千代田区平河町 一丁目四番地甲野義太郎戸籍か ら入籍⑪
(99)			養親の 戸籍	生存養 親の身 分事項 欄	平成七年拾月七日養子忠治と 協議離縁届出⑪
(100)				養子の 身分事 項欄	平成七年拾月七日養父亡甲野 義太郎と離縁養母花子と協議離 縁届出(協議者親権者となるべき父母)東京都千代田区永田町 二丁目十番地乙野孝助戸籍に入 籍につき除籍⑩
46	養子死亡後の 離 縁 届	同上	同上	養父母 の各身 分事項 欄	平成拾壱年七月拾五日妻(夫) とともに養子亡英助と離縁届出 ⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁	【離縁日】平成13年4月1日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】未成年後見人となるべき者 丙原秀吉	
養子離縁	【離縁日】平成6年7月15日 【養父氏名】亡 甲野義太郎 【養母氏名】亡 甲野梅子 【従前戸籍】横浜市中区昭和町18番地 甲野義太郎	注 10
養子離縁	【離縁日】平成6年7月15日 【養父氏名】亡 甲野義太郎 【養母氏名】亡 甲野梅子 【送付を受けた日】平成6年7月18日 【受理者】大阪市北区長 【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	
養子離縁	【離縁日】平成7年10月7日 【養父氏名】亡 甲野義太郎 【養母氏名】甲野花子 【協議者】親権者となるべき父母 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	注 11
養子離縁	【離縁日】平成7年10月7日 【養子氏名】甲野忠治	
養子離縁	【離縁日】平成7年10月7日 【養父氏名】亡 甲野義太郎 【養母氏名】甲野花子 【協議者】親権者となるべき父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町二丁目10番地 乙野孝助	
養子離縁	【離縁日】平成11年7月15日 【共同離縁者】妻(夫) 【養子氏名】亡 甲野英助	注 12

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
47	裁判による離縁届	同上	養子の 縁組前 の戸籍	養子の 身分事 項欄	平成参年八月弐拾七日養父甲 野義太郎養母梅子と離縁の裁判 確定同年九月壱日養父母届出同 月参日東京都千代田区長から送 付同区平河町一丁目四番地甲野 義太郎戸籍から入籍⑪
48			養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成参年八月弐拾七日妻(夫) とともに養子英助と離縁の裁判 確定同年九月壱日届出⑪
49				養子の 身分事 項欄	平成参年八月弐拾七日養父甲 野義太郎養母梅子と離縁の裁判 確定同年九月壱日養父母届出大 阪市北区老松町二丁目六番地乙 川孝助戸籍に入籍につき除籍⑪
(101)	離縁の調停が成立 したがその届出を しないためにする 職 権 記 載		養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成五年八月六日養父甲川義 太郎養母花子と離縁の調停成立 同年九月拾日許可同月拾壱日大 阪市北区老松町二丁目六番地甲 川義太郎戸籍から入籍印
(102)			養親の戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成五年八月六日妻(夫)と ともに養子英助と離縁の調停成 立同年九月拾日許可同月拾壱日 記載⑪
(103)				養子の 身分事 項欄	平成五年八月六日養父甲川義 太郎養母花子と離縁の調停成立 同年九月拾日許可同月拾壱日大 阪市北区老松町十六番地乙川孝 助戸籍に入籍につき除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁	<ul> <li>【離縁の裁判確定日】平成3年8月27日</li> <li>【養父氏名】甲野義太郎</li> <li>【養母氏名】甲野梅子</li> <li>【届出日】平成3年9月1日</li> <li>【届出人】養父母</li> <li>【送付を受けた日】平成3年9月3日</li> <li>【受理者】東京都千代田区長</li> <li>【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎</li> </ul>	
養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成3年8月27日 【共同離縁者】妻(夫) 【養子氏名】甲野英助 【届出日】平成3年9月1日	
養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成3年8月27日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成3年9月1日 【届出人】養父母 【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	
養子離縁	【離縁の調停成立日】平成5年8月6日 【養父氏名】甲川義太郎 【養母氏名】甲川花子 【許可日】平成5年9月10日 【入籍日】平成5年9月11日 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 甲川義太郎	
養子離縁	【離縁の調停成立日】平成5年8月6日 【共同離縁者】妻(夫) 【養子氏名】甲川英助 【許可日】平成5年9月10日 【記録日】平成5年9月11日	
養子離縁	【離縁の調停成立日】平成5年8月6日 【養父氏名】甲川義太郎 【養母氏名】甲川花子 【許可日】平成5年9月10日 【除籍日】平成5年9月11日 【入籍戸籍】大阪市北区老松町16番地 乙川孝助	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
(104)	実方の血族との親 族関係が終了して いる養子の裁判 による離縁届 (養子が縁組により除籍された戸 籍に復籍する場 合	養子の本籍地	養子の 縁組前 の戸籍	同 上	平成拾弐年八月弐拾七日離縁 の裁判確定同年九月壱日母届出 東京都千代田区永田町一丁目二 番乙川英助戸籍から入籍⑪
(105)			養子の 戸籍	戸籍事 項欄	平成拾弐年九月壱日消除⑪
(106)				養子の 身分事 項欄	平成拾弐年八月弐拾七日養父 国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン養母ケイと離縁の 裁判確定同年九月壱日乙川花子 届出東京都千代田区永田町一丁 目二番乙川孝助戸籍に入籍につき除籍⑪
50	離縁の際の氏を称する品と同様縁の届出と同時に養子から届出があり新戸籍と編製する場合	養親 の本 籍地	養子の 新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年七月拾参日戸籍法 七十三条の二の届出⑪ 平成拾参年七月拾七日編製⑪
51				養子の 身分事 項欄	平成拾参年七月拾参日養父甲 野義太郎と協議離縁届出⑪ 同日戸籍法七十三条の二の届 出同月拾七日東京都千代田区長 から送付同区平河町一丁目四番 地甲野義太郎戸籍から入籍⑪
52			養親の 戸籍	同 上	平成拾参年七月拾参日養父甲 野義太郎と協議離縁届出⑪ 同日戸籍法七十三条の二の届 出京都市上京区小山初音町十八 番地に新戸籍編製につき除籍⑪
53	同 上 (離縁により復籍 した者から届出 があり新戸籍を (編製する場合	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年八月拾参日戸籍法 七十三条の二の届出⑪ 平成拾参年八月拾参日編製⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成12年8月27日 【届出日】平成12年9月1日 【届出人】母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 乙川英助	
戸籍消除	【消除日】平成12年9月1日	_
養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成12年8月27日 【養父氏名】ラッシュマン、ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養母氏名】ラッシュマン、ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成12年9月1日 【届出人】乙川花子 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町一丁目2番 乙川孝助	
氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成13年7月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【編製日】平成13年7月17日	注 13
養子離縁	【離縁日】平成13年7月13日 【養父氏名】甲野義太郎	
氏の変更	【氏変更日】平成13年7月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【送付を受けた日】平成13年7月17日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
養子離縁	【離縁日】平成13年7月13日 【養父氏名】甲野義太郎	
氏の変更	【氏変更日】平成13年7月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地	
氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成13年8月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【編製日】平成13年8月13日	

			I	I	
番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
54				氏を称	平成拾参年八月拾参日戸籍法
				した者	七十三条の二の届出京都市上京
				の身分	区小山初音町二十番地乙野忠治
				事項欄	戸籍から入籍印
55			従前の	同上	平成拾参年八月拾参日戸籍法
			戸籍		七十三条の二の届出京都市上京
					区小山初音町二十番地に「甲野」
					の氏の新戸籍編製につき除籍回
56	同 上	同上	氏を称	戸籍事	平成拾参年八月拾参日戸籍法
	(離縁により新戸)		した者	項欄	七十三条の二の届出により氏変
	籍が編製されて		の戸籍		更回
	いる者から届出				
	があった場合に				
	おいて、他に在				
	\籍者がないとき/				
57				氏を称	平成拾参年八月拾参日戸籍法
				した者	七十三条の二の届出⑩
				の身分	
				事項欄	
(107)	離縁取消届	養子	養子の	戸籍事	平成弐年九月拾七日編製印
		の本	新戸籍	項欄	
		籍地			
(108)				筆頭者	平成弐年九月五日養父甲野義
, ,				となる	太郎養母梅子との離縁取消の裁
				養子	判確定同月拾四日妻とともに届
				(夫)の	出同月拾七日京都市上京区長か
				身分事	ら送付同区小山初音町十八番地
				項欄	乙川英助戸籍から入籍印
(109)				養子	平成弐年九月五日養父甲野義
(100)				(妻)の	太郎養母梅子との離縁取消の裁
				身分事	判確定同月拾四日夫とともに届
				項欄	出同月拾七日京都市上京区長か
				23.153	ら送付入籍印
	I	I	I		

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
氏の変更	【氏変更日】平成13年8月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町20番地 乙野	忠治
氏の変更	【氏変更日】平成13年8月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地 【称する氏】甲野	
氏の変更	【氏変更日】平成13年8月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出 【従前の記録】 【氏】乙野	注 12
氏の変更	【氏変更日】平成13年8月13日 【氏変更の事由】戸籍法73条の2の届出	
戸籍編製	【編製日】平成2年9月17日	注 15
養子離縁取消 し	【離縁取消しの裁判確定日】平成2年9月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成2年9月14日 【共同届出人】妻 【送付を受けた日】平成2年9月17日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙川	英助
養子離縁取消 し	【離縁取消しの裁判確定日】平成2年9月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成2年9月14日 【共同届出人】夫 【送付を受けた日】平成2年9月17日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙川	英助

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
(110)			養親の 戸籍	養父母 の各身 分事項 欄	平成弐年九月五日養子英助同 人妻竹子との離縁取消の裁判確 定同月拾四日養子夫婦届出同月 拾七日京都市上京区長から送付 ⑪
(111)			養子の 離縁前の 戸籍	筆で養(夫)分欄 明本子(大)分欄	平成弐年九月五日養父甲野義 太郎養母梅子との離縁取消の裁 判確定同月拾四日妻とともに届 出東京都千代田区平河町二丁目 十番地に新戸籍編製につき除籍 ⑪
(112)				養子 (妻)の 身分事 項欄	平成弐年九月五日養父甲野義 太郎養母梅子との離縁取消の裁 判確定同月拾四日夫とともに届 出除籍⑪
(113)	特別養子離縁届 (特別養子が特別 養子縁組により 除籍された戸籍 (に復籍する場合)	養親 の本 籍地	特別養 子の縁 組前の 戸籍	特別養 子の身 分事項 欄	平成拾四年八月九日特別養子 離縁の裁判確定同月拾五日母届 出同月弐拾日東京都千代田区長 から送付同区平河町一丁目四番 地甲野義太郎戸籍から入籍⑪
(114)			養親の 戸籍	同 上	平成拾四年八月九日特別養子 離縁の裁判確定同月拾五日乙川 梅子届出京都市上京区小山初音 町十八番地乙川孝助戸籍に入籍 につき除籍@
(115)	同 上 (特別養子につき) 新戸籍を編製す る場合	同上	特別養 子の新 戸籍	戸籍事 項欄	平成拾参年八月弐拾五日編製 ⑪
(116)				特別養 子の事項 欄	平成拾参年八月拾参日特別養 子離縁の裁判確定同月弐拾日母 届出同月弐拾五日東京都千代田 区長から送付同区平河町一丁目 四番地甲野義太郎戸籍から入籍 印

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成2年9月5日 【養子氏名】甲野英助 【養子氏名】甲野竹子 【届出日】平成2年9月14日 【届出人】養子夫婦 【送付を受けた日】平成2年9月17日 【受理者】京都市上京区長	
養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成2年9月5日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成2年9月14日 【共同届出人】妻 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地	
養子離縁取消し		-
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成14年8月9日 【届出日】平成14年8月15日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成14年8月20日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成14年8月9日 【届出日】平成14年8月15日 【届出人】乙川梅子 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙川孝助	
戸籍編製	【編製日】平成13年8月25日	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成13年8月13日 【届出日】平成13年8月20日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成13年8月25日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(117)			養親の 戸籍	同上	平成拾参年八月拾参日特別養 子離縁の裁判確定同月弐拾日乙 川梅子届出京都市上京区小山初 音町十八番地に乙川の氏の新戸 籍編製につき除籍⑪
(118)			特子別縁よ籍た関が養組りさ戸	同 上	平成拾参年八月拾参日特別養 子離縁の裁判確定同月弐拾日母 届出同月弐拾五日東京都千代田 区長から送付京都市上京区小山 初音町十八番地に乙川の氏の新 戸籍編製印
(119)	同 上 /特別養子が離縁 後も引き続き縁 組当時の戸籍に 在籍する場合	同上	養親の戸籍	同 上	平成拾五年参月四日特別養子 離縁の裁判確定同月七日父届出 母の名訂正⑪
(120)	同 上 (特別養子が外国 人の場合	同上	同 上	筆頭者 であくの 身分欄	平成拾四年弐月拾弐日養子国籍アメリカ合衆国ベルナール、ジョンと特別養子離縁の裁判確定同月拾八日ベルナール、マリア届出@
(121)				養母の 身分事 項欄	平成拾四年弐月拾弐日養子ベルナール、ジョンと特別養子離縁の裁判確定同月拾八日ベルナール、マリア届出⑪
(122)	特別養子離縁の 記 載 請 求		特別養 子の縁 組前の 戸籍	特別養 子の身 分事項 欄	平成拾参年九月拾四日特別養 子離縁の裁判確定同月弐拾日請 求同月弐拾五日東京都千代田区 長から送付同区平河町一丁目四 番地甲野義太郎戸籍から入籍⑪
(123)			養親の 戸籍	同 上	平成拾参年九月拾四日特別養 子離縁の裁判確定同月弐拾日請 求京都市上京区小山初音町十八 番地乙川孝助戸籍に入籍につき 除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成13年8月13日 【届出日】平成13年8月20日 【届出人】乙川梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【離縁後の氏】乙川	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成13年8月13日 【届出日】平成13年8月20日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成13年8月25日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【離縁後の氏】乙川	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成15年3月4日 【届出日】平成15年3月7日 【届出人】父	
訂 正	【訂正日】平成15年3月7日 【訂正事項】母の氏名 【従前の記録】 【母】甲野竹子	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成14年2月12日 【特別養子の氏名】ベルナール、ジョン 【特別養子の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成14年2月18日 【届出人】ベルナール、マリア	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成14年2月12日 【特別養子の氏名】ベルナール、ジョン 【特別養子の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成14年2月18日 【届出人】ベルナール、マリア	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成13年9月14日 【記録請求日】平成13年9月20日 【送付を受けた日】平成13年9月25日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成13年9月14日 【記録請求日】平成13年9月20日 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙川孝助	

番号	地   <sup>3</sup> 戸精   <sup>3</sup> 欄									
注10 注11 注12 注13 注13	養子の離縁後の新養親の戸籍中養父養親の戸籍中死亡 離縁事項は、生存 戸籍事項欄の73条 戸籍事項欄の記載 き直して記載する。	戸籍の登録等の 登録 第 3 2 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	戸籍事項 身分事項 身分事項 (養親) 届出事項 外転籍の	「欄の記載欄には記載欄には記載欄には記載欄には記記している」である。 電子 場合には	は,38の振り合いによる。 載を要しない。	定		い。 記を要する。 記の際は「平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出⑩」と	:引	
	5 婚	姻	(5	婚	烟)					
58	夫の氏を称する 婚 姻 届	夫の 本籍 地			平成四年壱月拾日編製印	戸籍	編製	[編製日] 平成4年1月10日		
59				夫の身 分事項 欄	平成四年壱月拾日乙野梅子と 婚姻届出東京都千代田区平河町 一丁目四番地甲野幸雄戸籍から 入籍印	婚	姻	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄		
60				妻の身 分事項 欄	平成四年壱月拾日甲野義太郎 と婚姻届出京都市上京区小山初 音町十八番地乙野忠治戸籍から 入籍印	婚	烟	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治		
61			夫の婚 姻前の 戸籍	夫の身 分事項 欄	平成四年壱月拾日乙野梅子と 婚姻届出東京都千代田区平河町 一丁目四番地に夫の氏の新戸籍 編製につき除籍⑪	婚	烟	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【称する氏】夫の氏		
62			妻の婚 姻前の 戸籍		平成四年壱月拾日甲野義太郎 と婚姻届出同月拾弐日東京都千 代田区長から送付同区平河町一 丁目四番地に夫の氏の新戸籍編 製につき除籍⑪	婚	姻	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成4年1月12日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【称する氏】夫の氏		
63	同 上 /婚姻前既に夫が 戸籍の筆頭に記載されている場合	同上	夫の戸籍		平成六年参月壱日乙野梅子と 婚姻届出⑪	婚	烟	【婚姻日】平成6年3月1日 【配偶者氏名】乙野梅子		
64				妻の身 分事項 欄	平成六年参月壱日甲野義太郎 と婚姻届出京都市上京区小山初 音町十八番地乙野忠治戸籍から 入籍印	婚	烟	【婚姻日】平成6年3月1日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治		

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
65			妻の婚 姻前の 戸籍	同 上	平成六年参月壱日甲野義太郎 と婚姻届出同月八日東京都千代 田区長から送付同区平河町二丁 目十番地甲野義太郎戸籍に入籍 につき除籍⑪
66	同 上 (不受理の処分を した婚姻届につ いて受理を命ず る裁判があった 場合	同上	夫の戸籍	夫の身 分事項 欄	平成六年七月拾九日乙野梅子 と婚姻届出同年八月拾日受理を 命ずる裁判確定同月拾壱日記載 ⑪
67				妻の身 分事項 欄	平成六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壱日記載⑪
68			妻の婚 姻前の 戸籍	同 上	平成六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾参日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍印
(124)	同一戸籍内の夫の 氏を称する婚姻届	夫婦 の本 籍地	夫婦の 新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月拾日編製⑪
(125)				夫の身 分事項 欄	平成五年弐月拾日甲野梅子と 婚姻届出東京都千代田区平河町 一丁目四番地甲野幸雄戸籍から 入籍印
(126)				妻の身 分事項 欄	平成五年弐月拾日同籍甲野義 太郎と婚姻届出入籍⑪
(127)			夫婦の 婚姻前 の戸籍	夫の身 分事項 欄	平成五年弐月拾日甲野梅子と 婚姻届出東京都千代田区平河町 一丁目十番地に夫の氏の新戸籍 編製につき除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
婚 姻	【婚姻日】平成6年3月1日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成6年3月8日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎	
婚 姻	【婚姻日】平成6年7月19日 【配偶者氏名】乙野梅子 【記録日】平成6年8月11日 【特記事項】平成6年8月10日受理を命ずる裁判確定	注 16
婚 姻	【婚姻日】平成6年7月19日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治 【記録日】平成6年8月11日 【特記事項】平成6年8月10日受理を命ずる裁判確定	
婚 姻	【婚姻日】平成6年7月19日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成6年8月13日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【特記事項】平成6年8月10日受理を命ずる裁判確定	
戸籍編製	【編製日】平成5年2月10日	
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月10日 【配偶者氏名】甲野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月10日 【配偶者氏名】甲野梅子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(128)				妻の身 分事項 欄	平成五年弐月拾日同籍甲野義 太郎と婚姻届出除籍⑪
69	妻の氏を称する婚姻 届	非本籍地	夫婦の 新戸籍	同上	平成五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍@
70				夫の身 分事項 欄	平成五年弐月弐拾日乙野梅子 と婚姻届出同月弐拾参日横浜市 中区長から送付東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍から入籍⑪
71			妻の婚 姻前の 戸籍	妻の身 分事項 欄	平成五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍@
72			夫の婚姻前の戸籍	夫の身 分事項 欄	平成五年弐月弐拾日乙野梅子 と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市 中区長から送付京都市上京区小 山初音町二十番地に妻の氏の新 戸籍編製につき除籍⑪
73	日本人女と外国人男との婚姻届	本籍地	日本人 たる妻 の新戸 籍	戸籍事項欄	平成八年壱月拾七日編製⑪
74				妻の身 分事項 欄	平成八年壱月拾七日国籍アメ リカ合衆国ファンデンボッシ ュ、ウェイン(西暦千九百六拾 六年壱月壱日生)と婚姻届出東 京都千代田区平河町一丁目四番 地乙野忠治戸籍から入籍⑩

	コンピュータシステムによる証明書記載例	信
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】夫の氏	
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月20日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月23日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	1
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月20日 【配偶者氏名】乙野梅子 【送付を受けた日】平成5年2月23日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
婚姻	【婚姻日】平成5年2月20日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月23日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地 【称する氏】妻の氏	
婚 姻	【婚姻日】平成5年2月20日 【配偶者氏名】乙野梅子 【送付を受けた日】平成5年2月22日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地 【称する氏】妻の氏	
戸籍編製	【編製日】平成8年1月17日	
婚 姻	【婚姻日】平成8年1月17日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ、ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦1966年1月1日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野忠治	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記 載 例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
75			日本人 たる婚姻 前の戸 籍	同 上	平成八年壱月拾七日国籍アメ リカ合衆国ファンデンボッシ ュ、ウェイン(西暦千九百六拾 六年壱月壱日生)と婚姻届出東 京都千代田区平河町一丁目四番 地に新戸籍編製につき除籍⑩	婚 姻	【婚姻日】平成8年1月17日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ,ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦1966年1月1日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
76	同 上 /婚姻前既に日本 人女が戸籍の筆 頭に記載されて いる場合	非本 籍地		同 上	平成八年壱月拾七日国籍アメ リカ合衆国ファンデンボッシ ュ、ウェイン(西暦千九百六拾 六年壱月壱日生)と婚姻届出同 月弐拾弐日横浜市中区長から送 付⑪	婚 姻	【婚姻日】平成8年1月17日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ、ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦1966年1月1日 【送付を受けた日】平成8年1月22日 【受理者】横浜市中区長	
77	婚姻の証書の謄本 又は証明書の提出 (外国にある日本 人男が外国人女 と所在国の方式 に従って婚姻し た場合で婚姻前 既に夫が戸籍の 筆頭に記載され ているとき	在外公館		夫の身分事項欄	平成九年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ベルナール、マリア(西暦千九百七拾壱年壱月壱日生)と同国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総領事から送付⑩	婚 姻	【婚姻日】平成9年4月15日 【配偶者氏名】ベルナール、マリア 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦1971年1月1日 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成9年4月20日 【送付を受けた日】平成9年5月15日 【受理者】在ニューヨーク総領事	
(129)	外国にある日本人 男女が所在国の方 式に従ってした婚 姻の証書の謄本又 は証明書の提出 (夫の氏を称する) (旨の申出書添付)	同上	夫婦の 新戸籍		平成九年五月弐拾日編製⑪	戸籍編製	【編製日】平成9年5月20日	
(130)				夫の身 分事項 欄	平成九年四月五日乙野幸子と アメリカ合衆国ニューヨーク州 の方式により婚姻同月弐拾六日 証書提出同年五月弐拾日在ニュ ーヨーク総領事から送付千葉市 中央区千葉港一番地甲野高一戸 籍から入籍印	婚 姻	【婚姻日】平成9年4月5日 【配偶者氏名】乙野幸子 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成9年4月26日 【送付を受けた日】平成9年5月20日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港1番地 甲野高一	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(131)				妻の身 分事項 欄	平成九年四月五日甲野一郎と アメリカ合衆国ニューヨーク州 の方式により婚姻同月弐拾六日 証書提出同年五月弐拾日在ニュ ーヨーク総領事から送付横浜市 西区幸町三番地乙野美子戸籍か ら入籍⑪
(132)			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成九年四月五日乙野幸子と アメリカ合衆国ニューヨーク州 の方式により婚姻同月弐拾六日 証書提出同年五月弐拾日在ニュ ーヨーク総領事から送付千葉市 中央区千葉港一番地に夫の氏の 新戸籍編製につき除籍⑪
(133)			妻の婚姻前の戸籍	妻の身 分事項 欄	平成九年四月五日甲野一郎と アメリカ合衆国ニューヨーク州 の方式により婚姻同月弐拾六日 証書提出同年五月弐拾壱日在ニ ューヨーク総領事から送付千葉 市中央区千葉港一番地に夫の氏 の新戸籍編製につき除籍⑪
(134)	夫の氏を称する婚姻届が妻の本籍地に未着のため届書 謄本の送付があった場合	非本籍地	同 上	同 上	平成五年五月四日甲野義太郎 と婚姻届出同年九月拾日横浜市 中区長から送付同区日本通十番 地に夫の氏の新戸籍編製につき 除籍⑪
78	父母の婚姻により 子が嫡出子の身分 を 取 得 す る 場 合 の 記 載 (子が父母と同一 の戸籍にあると き		父母の 戸籍	嫡出子分 の り 取 た り り 項 り 項 り り り り り り り り り り り り り り	平成拾八年壱月拾日父母婚姻 届出父母との続柄訂正印

		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
婚	姻	【婚姻日】平成9年4月5日 【配偶者氏名】甲野一郎 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成9年4月26日 【送付を受けた日】平成9年5月20日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【従前戸籍】横浜市西区幸町3番地 乙野美子	
婚	姻	【婚姻日】平成9年4月5日 【配偶者氏名】乙野幸子 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成9年4月26日 【送付を受けた日】平成9年5月20日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【新本籍】千葉市中央区千葉港1番地 【称する氏】夫の氏	
婚	<b>奴</b> 因	【婚姻日】平成9年4月5日 【配偶者氏名】甲野一郎 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成9年4月26日 【送付を受けた日】平成9年5月21日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【新本籍】千葉市中央区千葉港1番地 【称する氏】夫の氏	
婚	烟	【婚姻日】平成5年5月4日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年9月10日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】横浜市中区日本通10番地 【称する氏】夫の氏	
m I	正	【訂正日】平成18年1月10日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成18年1月10日父母婚姻届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
79	同 上 (子が父母と戸籍) を異にするとき)		子の戸 籍	同 上	平成拾八年壱月拾日父母婚姻 届出同月拾参日東京都千代田区 長から送付父母との続柄訂正⑪
80	同 上 (追完届による場)合		同 上	同 上	平成拾八年壱月拾日父母婚姻 届出同月弐拾六日父母追完届出 同月参拾日東京都千代田区長か ら送付父母との続柄訂正⑪
81	婚姻取消しの記載請求		妻の婚 姻前の 戸籍	妻の身 分事項 欄	平成八年五月拾四日夫甲野義 太郎との婚姻取消の裁判確定同 月拾八日請求同月弐拾日東京都 千代田区長から送付同区平河町 一丁目四番地甲野義太郎戸籍か ら入籍⑪
82			夫の戸 籍	夫の身 分事項 欄	平成八年五月拾四日妻梅子と の婚姻取消の裁判確定同月拾八 日請求⑪
83				妻の身 分事項 欄	平成八年五月拾四日夫義太郎 との婚姻取消の裁判確定同月拾 八日請求京都市上京区小山初音 町十八番地乙野忠治戸籍に入籍 につき除籍印

注16 転籍等による新戸籍に婚姻事項を移記する場合, 夫については「……婚姻 注17 夫婦の新戸籍中戸籍事項欄の記載は, 58の振り合いによる。

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
訂 正	【訂正日】平成18年1月13日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成18年1月10日父母婚姻届出 【送付を受けた日】平成18年1月13日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	
訂 正	【訂正日】平成18年1月30日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成18年1月10日父母婚姻届出同月26日父母追完届出 【送付を受けた日】平成18年1月30日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男(長女)	
婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成8年5月14日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【記録請求日】平成8年5月18日 【送付を受けた日】平成8年5月20日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成8年5月14日 【配偶者氏名】甲野梅子 【記録請求日】平成8年5月18日	-
婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成8年5月14日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【記録請求日】平成8年5月18日 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	

届出」までを,妻については「……戸籍から入籍」までを移記する。

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
	6 離	婚	(6	離	婚)
84	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の協議 離婚届	夫婦 の本 籍地	妻の婚 姻前の 戸籍	妻の身 分事項 欄	平成四年壱月参拾日夫甲野義 太郎と協議離婚届出同年弐月弐 日東京都千代田区長から送付同 区平河町一丁目四番地甲野義太 郎戸籍から入籍⑪
85			夫婦の 戸籍	夫の身 分事項 欄	平成四年壱月参拾日妻梅子と 協議離婚届出⑩
86				妻の身 分事項 欄	平成四年壱月参拾日夫義太郎 と協議離婚届出京都市上京区小 山初音町十八番地乙野忠治戸籍 に入籍につき除籍印
87	同 上 (妻の復籍すべき) 戸籍が既に除かれている場合又は妻が新戸籍編 製の申出をした 場合	同上	妻の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月九日編製印
88				妻の身 分事項 欄	平成五年弐月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印
89			夫婦の 戸籍	同 上	平成五年弐月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市上京区小山 初音町二十番地に新戸籍編製に つき除籍⑪
(135)	転婚した生存配偶 者 (妻) が実方の 氏を称して新戸籍 編製の申出をした 協 議 離 婚 届	同上	夫婦 (後婚) の戸籍	同上	平成五年六月拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市上京区小山 初音町十八番地に乙原の氏の新 戸籍編製につき除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
離 婚	【離婚日】平成4年1月30日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成4年2月2日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	_
離婚	【離婚日】平成4年1月30日 【配偶者氏名】甲野梅子	
離 婚	【離婚日】平成4年1月30日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	
戸籍編製	【編製日】平成5年2月9日	道 1:
離 婚	【離婚日】平成5年2月5日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年2月9日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
離 婚	【離婚日】平成5年2月5日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地	
離 婚	【離婚日】平成5年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【離婚後の氏】乙原	注 19

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
90	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判(調停,和解,請求の認諾)による 離 婚 届	非本 籍地	妻の婚 姻前の 戸籍	妻の身 分事項 欄	平成七年四月拾日夫甲野義太郎と離婚の裁判確定(調停成立,和解成立,請求認諾)同月拾四日届出同月弐拾日横浜市中区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍⑩
91			夫の戸籍	夫の身 分事項 欄	平成七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立,和解成立,請求認諾)同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から送付⑪
92				妻の身 分事項 欄	平成七年四月拾日夫義太郎と 離婚の裁判確定(調停成立,和 解成立,請求認諾)同月拾四日 届出同月拾八日横浜市中区長か ら送付京都市上京区小山初音町 十八番地乙野忠治戸籍に入籍に つき除籍⑪
93	離婚の際の氏を称す る 届 /離婚の届出と同 時に妻から届出 があり新戸籍を 編製する場合	夫婦 の本 籍地	妻の新 戸籍	戸籍事項欄	平成参年七月四日戸籍法七十 七条の二の届出印 平成参年七月六日編製印
94				妻の身分事項欄	平成参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出⑩ 同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍⑪
95			夫婦の 戸籍	同 上	平成参年七月四日夫義太郎と協議離婚届出⑪ 同日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
離 婚	「離婚の裁判確定日(調停成立日、和解成立日、請求認諾日)】 平成7年4月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成7年4月14日 【送付を受けた日】平成7年4月20日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
離 婚	【離婚の裁判確定日(調停成立日,和解成立日,請求認諾日)】 平成7年4月10日 【配偶者氏名】甲野梅子 【届出日】平成7年4月14日 【届出人】妻 【送付を受けた日】平成7年4月18日 【受理者】横浜市中区長	
離婚	【離婚の裁判確定日(調停成立日,和解成立日,請求認諾日)】 平成7年4月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成7年4月14日 【送付を受けた日】平成7年4月18日 【受理者】横浜市中区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	
氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【編製日】平成3年7月6日	注 20
離婚	【離婚日】平成3年7月4日 【配偶者氏名】甲野義太郎	-
氏の変更	【氏変更日】平成3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【送付を受けた日】平成3年7月6日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
離 婚	【離婚日】平成3年7月4日 【配偶者氏名】甲野義太郎	
氏の変更	【氏変更日】平成3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
96	同 上 /離婚により復籍 した者から届出 があり新戸籍を (編製する場合	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十 七条の二の届出⑪ 平成参年八月七日編製⑪
97				氏を称 した者 の身分 事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十 七条の二の届出京都市上京区小 山初音町十八番地乙野忠治戸籍 から入籍⑪
98			従前の 戸籍	同上	平成参年八月七日戸籍法七十 七条の二の届出京都市上京区小 山初音町二十番地に「甲野」の 氏の新戸籍編製につき除籍⑪
99	同 上 (離婚により新戸) 籍が編製されて いる者から届出 があった場合に おいて,他に在 (籍者がないとき)	同上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更印
100				氏を称 した者 の身分 事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出印
101	協議離婚に当たり 未成年の子の親権 者に関する記載 /子が父又は母と 同一の戸籍にあ る場合		父又は 母の戸 籍	子の身 分事項 欄	平成四年壱月参拾日親権者を 父と定める旨父母届出⑪
102	同 上 (子が父又は母と) 戸籍を異にする 場合		子の戸籍	同 上	平成四年壱月参拾日親権者を 父と定める旨父母届出同年弐月 参日東京都千代田区長から送付 ⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【編製日】平成3年8月7日	
氏の変更	【氏変更日】平成3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	
氏の変更	【氏変更日】平成3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町20番地 【称する氏】甲野	
氏の変更	【氏変更日】平成3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【従前の記録】 【氏】乙野	注 21
氏の変更	【氏変更日】平成3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出	
親権	【親権者を定めた日】平成4年1月30日 【親権者】父 【届出人】父母	
親権	【親権者を定めた日】平成4年1月30日 【親権者】父 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成4年2月3日 【受理者】東京都千代田区長	注 22

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(136)	協議離婚届に親権 者を定める旨の記 載を遺漏した場合 の 追 完 届		同 上	同 上	平成五年五月弐拾七日親権者 を父と定める旨同年六月拾五日 父母追完届出⑩
103	裁判上の離婚に当たり未成年の 子の親権 記載 (子が父又は母と)同一の戸籍にあ る場合		父又は 母の戸 籍	同 上	平成七年四月拾日親権者を母 と定められる⑪
104	同 上 (子が父又は母と 戸籍を異にする 場合		子の戸籍	同 上	平成七年四月拾日親権者を母 と定められる同月拾四日母届出 同月拾九日横浜市中区長から送 付⑪
(137)	離婚 取消 届	夫の 本籍 地	夫の戸 籍	夫の身 分事項 欄	平成八年五月弐日妻梅子との 離婚取消の裁判確定同月拾日妻 届出⑩
(138)				妻の身 分事項 欄	平成八年五月弐日夫義太郎と の離婚取消の裁判確定同月拾日 届出京都市上京区小山初音町十 八番地乙野忠治戸籍から入籍⑪
(139)			妻の離 婚取の戸 籍	同 上	平成八年五月弐日夫義太郎と の離婚取消の裁判確定同月拾日 届出同月拾弐日東京都千代田区 長から送付同区平河町一丁目四 番地甲野義太郎戸籍に入籍につ き除籍⑪

- 注18 夫婦の戸籍中夫の身分事項欄の記載は、85の振り合いによる。
- 注19 妻の新戸籍中戸籍事項欄の記載は、87の振り合いにより、妻の身分事項欄
- **注20** 夫婦の戸籍中夫の身分事項欄の記載は、85の振り合いによる。戸籍事項欄 する。
- **注21** 戸籍事項欄の記載は、管外転籍の場合には、規則37条の規定により移記を して記載する。
- 注22 父母の離婚届が子の本籍地の市区町村にされた場合は、101の振り合いに
- 注23 父母の離婚届が子の本籍地の市区町村にされた場合は、「……母届出」まで

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
親権	【親権者を定めた日】平成5年5月27日 【親権者】父 【届出人】父母 【特記事項】平成5年6月15日父母追完届出	
親権	【親権者を定められた日】平成7年4月10日 【親権者】母	
親権	【親権者を定められた日】平成7年4月10日 【親権者】母 【届出日】平成7年4月14日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成7年4月19日 【受理者】横浜市中区長	注 23
離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成8年5月2日 【配偶者氏名】甲野梅子 【届出日】平成8年5月10日 【届出人】妻	
離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成8年5月2日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成8年5月10日 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	
離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成8年5月2日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成8年5月10日 【送付を受けた日】平成8年5月12日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	

の記載は、88の振り合いによる。

の77条の2の届出事項は、管外転籍の場合には、規則37条の規定により移記を要

要する。移記の際は「平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出印」と引き直

よる。

の振り合いによる。

番号	事件の種別	届出 地	記載る戸		記載る様		記載例
	7 親権及び	未成年	者の	後見	見	(7	7 親権及び未成年者の後見)
105	協議による本籍 子の戸 親権者指定届 地 籍						平成四年壱月拾弐日親権者を 父と定める旨父母届出⑩
106	裁判による親権者指定届	非本籍地	同	Ŀ.	同	上	平成五年弐月六日親権者を父 と定める裁判確定同月九日父届 出同月拾壱日横浜市中区長から 送付⑪
(140)	養子離縁後の親権 者を父母の協議に より定めた旨の届	本籍地	同	Ŀ	同	上	平成五年七月拾日父親権者と なる同月拾弐日父母届出印
(141)	養子離縁後の親権 者を裁判により 定めた旨の届	同上	同	Ŀ	同	上	平成五年七月五日母親権者と なる同日母届出⑪
(142)	調停による親権者指定届	同上	同	Ŀ.	同	上	平成五年六月拾弐日親権者を 父と定める調停成立同月拾五日 父届出⑪
107	親権者変更届	同上	同	Ŀ	同	上	平成六年参月七日親権者を母 に変更の裁判確定同月拾参日母 届出印
(143)	調停による親権者変更届	同上	同	Ŀ	同	上	平成六年七月六日親権者を母 に変更の調停成立同月八日母届 出⑪
(144)	父母の再婚により 父母の共同親権に 服 することに なった場合		同	Ŀ.	同	上	平成五年五月拾日父母婚姻に より父母の共同親権に服するに 至る同月拾五日記載⑪
(145)	父母離婚の際親権 者を父と定められ た子が養子となっ た後離縁した場合		同	Ŀ.	同	上	平成四年拾壱月九日父の親権 に服するに至る同月拾五日記載 <sup>(1)</sup>

		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
親親	権	【親権者を定めた日】平成4年1月12日	
松花	1年	「親権者」父 【届出人】父母	
親	権	【親権者を定める裁判確定日】平成5年2月6日 【親権者】父 【届出日】平成5年2月9日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成5年2月11日 【受理者】横浜市中区長	
親	権	【親権者となった日】平成5年7月10日 【親権者】父 【届出日】平成5年7月12日 【届出人】父母	注 24
親	権	【親権者となった日】平成5年7月5日 【親権者】母 【届出日】平成5年7月5日 【届出人】母	注 25
親	権	【親権者を定める調停成立日】平成5年6月12日 【親権者】父 【届出日】平成5年6月15日 【届出人】父	
親	権	【親権者変更の裁判確定日】平成6年3月7日 【親権者】母 【届出日】平成6年3月13日 【届出人】母	
親	権	【親権者変更の調停成立日】平成6年7月6日 【親権者】母 【届出日】平成6年7月8日 【届出人】母	
親	権	【共同親権に服した日】平成5年5月10日 【親権者】父母 【記録日】平成5年5月15日 【特記事項】父母婚姻による共同親権	
親	権	【親権に服した日】平成4年11月9日 【親権者】父 【記録日】平成4年11月15日	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
108	親権(管理権) 喪失の審判確定に よる嘱託		同上	同上	平成弐拾四年六月壱日父親権 (管理権) 喪失の審判確定同月 四日嘱託⑪
109	親権停止の審判確定による嘱託		同 上	同 上	平成弐拾四年六月壱日父親権 停止(停止期間二年間)の審判 確定同月四日嘱託⑪
110	親権(管理権) 喪失の審判取消届	本籍地	同 上	同 上	平成弐拾五年九月参日父親権 (管理権) 喪失の審判取消の裁 判確定同月九日同人親族乙原清 吉届出⑪
111	親権停止の審判取消届	同上	同 上	同 上	平成弐拾五年九月参日父親権 停止の審判取消の裁判確定同月 九日同人親族乙原清吉届出⑪
112	親権(管理権) 辞 任 届	同上	同上	同 上	平成九年六月拾参日父親権 (管理権) 辞任届出⑩
113	親権(管理権) 回 復 届	同上	同上	同 上	平成拾年七月拾五日父親権 (管理権)回復届出⑩
114	親権者の職務執行 停止及び代行者選 任 の 裁 判 発 効 に よ る 嘱 託		同 上	同 上	平成五年拾月拾九日親権者母 の職務執行停止及び代行者東京 都千代田区平河町一丁目四番地 甲野梅吉選任の裁判発効同月弐 拾四日嘱託⑪

		コンピュータシステムによる証明書記載例	<b>作</b> 孝
親	権	【親権(管理権)喪失の審判確定日】平成24年6月1日 【親権(管理権)喪失者】父 【記録嘱託日】平成24年6月4日	
親	権	【親権停止の審判確定日】平成24年6月1日 【親権停止者】父 【親権停止期間】2年間 【記録嘱託日】平成24年6月4日	
親	権	【親権(管理権) 喪失の審判取消しの裁判確定日】平成25年9月3日 【親権(管理権) 喪失取消者】父 【届出日】平成25年9月9日 【届出人】親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権(管理権) 喪失の審判確定日】平成24年6月1日 【親権(管理権) 喪失者】父 【記録嘱託日】平成24年6月4日	
親	権	【親権停止の審判取消しの裁判確定日】平成25年9月3日 【親権停止取消者】父 【届出日】平成25年9月9日 【届出人】親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権停止の審判確定日】平成24年6月1日 【親権停止者】父 【親権停止期間】2年間 【記録嘱託日】平成24年6月4日	
親	権	【親権(管理権)辞任日】平成9年6月13日 【親権(管理権)辞任者】父	
親	権	【親権(管理権)回復日】平成10年7月15日 【親権(管理権)回復者】父	
親	権	【親権者職務執行停止及び代行者選任の裁判発効日】平成5年 10月19日 【職務執行停止を受けた者】親権者母 【親権代行者】甲野梅吉 【親権代行者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野梅吉 【記録嘱託日】平成5年10月24日	

番号	事件の種別	届出 地	記載		記載る相		記 載 例
115	親権者の職務執行 停止及び代行者選 任(改任)の裁判 失効による嘱託 (親権者の指定, 変更の裁判確定 の場合		同 .	上	同	上	平成五年弐月弐拾日親権者を 父と定める裁判(親権者を父に 変更の裁判)確定により親権者 母の職務執行停止の裁判失効同 月弐拾参日嘱託⑪
116	同 上(その他の場合)		同 .	上	同	上	平成六年参月拾壱日親権者母 の職務執行停止の裁判失効同月 拾六日嘱託⑪
117	親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託		同 .	上	同	上	平成六年七月七日親権者母の 代行者を東京都千代田区永田町 二丁目五番地乙原高助に改任の 裁判発効同月拾弐日嘱託⑪
(146)	親権者の管理権執 行停止及び代行者 選任の裁判発効 による嘱託		同 .	Ŀ	同	上	平成五年拾月拾九日親権者父 の管理権執行停止及び代行者東 京都千代田区平河町一丁目四番 地甲野梅吉選任の裁判発効同月 弐拾四日嘱託⑪
(147)	親権者の管理権執 行停止及び代行者 選任(改任)の裁 判失効による嘱託		同 .	上	同	上	平成六年参月拾壱日親権者父 の管理権執行停止の裁判失効同 月拾六日嘱託⑪
(148)	親権者の管理権代 行者改任の裁判 発効による嘱託		司 .	L	同	上	平成六年七月七日親権者父の 管理権代行者を東京都千代田区 永田町二丁目五番地乙原高助に 改任の裁判発効同月拾弐日嘱託 ⑪
(149)	成年に達したため 親権に服さなくな った旨記載の申出 が あ っ た 場 合		同 .	Ŀ	同	上	平成五年五月六日成年に達し たため親権に服さなくなる同月 八日記載⑪
(150)	婚姻したため親権 に服さなくなった 旨記載の申出が あった場合		子の! 姻前 戸籍		同	上	平成五年六月八日婚姻したため親権に服さなくなる同日記載 (印)

		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
親	権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】平成5年2月20日 【記録嘱託日】平成5年2月23日 【特記事項】親権者を父と定める裁判確定(親権者を父に変更 の裁判確定)	
親	権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】平成6年3月11日 【記録嘱託日】平成6年3月16日	
親	権	【親権代行者改任の裁判発効日】平成6年7月7日 【親権代行者】乙原高助 【親権代行者の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙 原高助 【記録嘱託日】平成6年7月12日	
親	権	【管理権執行停止及び代行者選任の裁判発効日】平成5年10月19日 【管理権執行停止を受けた者】親権者父 【管理権代行者】甲野梅吉 【管理権代行者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野梅吉 【記録嘱託日】平成5年10月24日	
親	権	【管理権執行停止の裁判失効日】平成6年3月11日 【記録嘱託日】平成6年3月16日	
親	権	【管理権代行者改任の裁判発効日】平成6年7月7日 【管理権代行者】乙原高助 【管理権代行者の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙原高助 【記録嘱託日】平成6年7月12日	
親	権	【親権に服さなくなった日】平成5年5月6日 【記録日】平成5年5月8日 【特記事項】成年に達したため	
親	権	【親権に服さなくなった日】平成5年6月8日 【記録日】平成5年6月8日 【特記事項】婚姻したため	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例
118	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が 法人である場合 を除く。	非本 籍地	未成年者の戸籍	未成年 者の身 分事項 欄	平成弐拾五年九月拾八日親権 を行う者がないため(親権を行 う者が管理権を有しないため) 千葉市中央区千葉港五番地甲原 忠太郎同籍孝吉未成年後見人に 就職同月弐拾参日届出同月弐拾 五日同区長から送付⑪	未成年者の後 見	【未成年後見人就職日】平成25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため(親権を 行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【届出日】平成25年9月23日 【送付を受けた日】平成25年9月25日 【受理者】千葉市中央区長
119	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が 法人である場合)	同上	同 上	同 上	平成弐拾五年九月拾八日親権 を行う者がないため (親権を行 う者が管理権を有しないため) 東京都中央区京橋一丁目一番一 号社会福祉法人丙未成年後見人 に就職同月弐拾参日届出同月弐 拾五日千葉市中央区長から送付 (印)	未成年者の後 見	<ul> <li>【未成年後見人就職日】平成25年9月18日</li> <li>【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため(親権を行う者が管理権を有しないため)</li> <li>【未成年後見人】社会福祉法人丙</li> <li>【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目1番1号</li> <li>【届出日】平成25年9月23日</li> <li>【送付を受けた日】平成25年9月25日</li> <li>【受理者】千葉市中央区長</li> </ul>
120	未成年後見人 (法人を除く。) 選任の裁判確定 による嘱託 (親権喪失,親権 (停止の場合		未成年 被後見 人の戸 籍	未成年 被後見 人の事項 欄	平成弐拾五年九月拾八日千葉 市中央区千葉港五番地甲原忠太 郎同籍孝吉未成年後見人に選任 の裁判確定同月弐拾日嘱託⑪	未成年者の後 見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成25年9月18日 【未成年後見人】甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【記録嘱託日】平成25年9月20日
121	未成年後見人 (法人)選任の裁 判確定による嘱託 (親権喪失,親権 (停止の場合		同 上	同 上	平成弐拾五年九月拾八日東京 都中央区京橋一丁目一番一号社 会福祉法人丙未成年後見人に選 任の裁判確定同月弐拾日嘱託⑩	未成年者の後 見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成25年9月18日 【未成年後見人】社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】平成25年9月20日
122	未成年後見人 (法人を除く。) 選任の裁判確定 による嘱託 (管理権喪失,行 方不明,長期不 在等の場合		同 上	同 上	平成弐拾五年九月拾八日親権 を行う者がないため (親権を行 う者が管理権を有しないため) 千葉市中央区千葉港五番地甲原 忠太郎同籍孝吉未成年後見人に 選任の裁判確定同月弐拾日嘱託 印	未成年者の後 見	<ul> <li>【未成年後見人選任の裁判確定日】平成25年9月18日</li> <li>【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため(親権を行う者が管理権を有しないため)</li> <li>【未成年後見人】甲原孝吉</li> <li>【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎</li> <li>【記録嘱託日】平成25年9月20日</li> </ul>

備考

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
123	未成年後見人(法人)選任の裁判確定による嘱託 (管理権喪失,行)方不明,長期不 (在等の場合		同 上	同 上	平成弐拾五年九月拾八日親権 を行う者がないため(親権を行 う者が管理権を有しないため) 東京都中央区京橋一丁目一番一 号社会福祉法人丙未成年後見人 に選任の裁判確定同月弐拾日嘱 託⑪
(151)	未成年後見人(未成年後見監督人)の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託		未成年 被後見 人の戸 籍	未成年 被後見身 人分事項 欄	平成拾四年九月拾八日未成年 後見人 (未成年後見監督人) 甲 原孝吉の職務執行停止及び代行 者京都市上京区小山初音町十八 番地乙川忠夫同籍松子選任の裁 判発効同月弐拾壱日嘱託印
(152)	未成年後見人(未成年後見監督人)の職務執行停止及び代行者選任(改任)の裁判失効による嘱託		同 上	同 上	平成拾五年弐月弐拾五日未成 年後見人(未成年後見監督人) 甲原孝吉の職務執行停止の裁判 失効同月弐拾八日嘱託⑪
(153)	未成年後見人(未成年後見監督人)の代行者改任の裁判発効による嘱託		同上	同 上	平成拾六年弐月七日未成年後 見人(未成年後見監督人)甲原 孝吉の代行者を東京都千代田区 平河町二丁目八番地丙原鉄吉同 籍五郎に改任の裁判発効同月拾 壱日嘱託⑪
124	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定による嘱託		同 上	同上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見人甲原孝吉の権限を財 産に関する権限に限定する定め の裁判確定同月弐拾九日嘱託印
125	未成年後見人の財 産に関する権限単 独行使の定めの裁 判確定による嘱託		同 上	同 上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見人甲原孝吉、同社会福 祉法人丙の財産に関する権限単 独行使の定めの裁判確定同月弐 拾九日嘱託⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため(親権を 行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】平成25年9月20日	
未成年者の後見	【未成年後見人(未成年後見監督人)職務執行停止及び代行者 選任の裁判発効日】平成14年9月18日 【職務執行停止を受けた者】未成年後見人(未成年後見監督人) 甲原孝吉 【未成年後見(未成年後見監督)代行者】乙川松子 【未成年後見(未成年後見監督)代行者の戸籍】京都市上京区 小山初音町18番地 乙川忠夫 【記録嘱託日】平成14年9月21日	
未成年者の後見	【未成年後見人(未成年後見監督人)職務執行停止の裁判失効日】平成15年2月25日 【記録嘱託日】平成15年2月28日	
未成年者の後見	【未成年後見(未成年後見監督)代行者改任の裁判発効日】平成16年2月7日 【未成年後見(未成年後見監督)代行者】丙原五郎 【未成年後見(未成年後見監督)代行者の戸籍】東京都千代田 区平河町二丁目8番地 丙原鉄吉 【記録嘱託日】平成16年2月11日	
未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉,社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	

番号	事件の種別	届出地	記載る戸		記載る様		記載例
126	未成年後見人の財 産に関する権限分 掌行使の定めの裁 判確定による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見人甲原孝吉、同社会福 祉法人丙の財産に関する権限分 掌行使の定めの裁判確定同月弐 拾九日嘱託⑪
127	未成年後見人の権 限を財産に関する 権限に限定する定 めの取消の裁判確 定 に よ る 嘱 託		同	上	同	十	平成弐拾七年九月参日未成年 後見人甲原孝吉の権限を財産に 関する権限に限定する定めの取 消の裁判確定同月七日嘱託⑪
128	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾七年九月参日未成年 後見人甲原孝吉、同社会福祉法 人丙の財産に関する権限単独行 使の定めの取消の裁判確定同月 七日嘱託⑪
129	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		司	上	同	上	平成弐拾七年九月参日未成年 後見人甲原孝吉、同社会福祉法 人丙の財産に関する権限分掌行 使の定めの取消の裁判確定同月 七日嘱託⑪
130	未成年後見人辞任 許可の裁判確定 による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾四年八月弐拾四日未 成年後見人甲原孝吉辞任許可の 裁判確定同月弐拾七日嘱託⑩
131	未成年後見人解任 の裁判確定による 嘱 託		同	上	同	上	平成弐拾四年拾壱月九日未成 年後見人甲原孝吉解任の裁判確 定同月拾四日嘱託⑩
132	未成年後見人 地 位 喪 失 届 (死 亡 の 場 合)	本籍地	同	上	同	上	平成弐拾四年拾月七日未成年 後見人甲原孝吉死亡未成年後見 人乙原高助同月拾五日地位喪失 届出⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定 日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉、社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉,社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの 裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判 確定日】平成26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉,社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後 見	【未成年後見人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【辞任した未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成24年8月27日	
未成年者の後 見	【未成年後見人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【解任された未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成24年11月14日	
未成年者の後 見	【未成年後見人地位喪失事由の発生日】平成24年10月7日 【地位喪失事由】未成年後見人甲原孝吉の死亡 【届出日】平成24年10月15日 【届出人】未成年後見人 乙原高助	

番号	事件の種別	届出 地	記載る戸籍		記載る根		記載例
133	未 成 年 者 の 後 見 終 了 届	同上	同 _	Ŀ	同	上	平成拾四年拾壱月壱日成年に 達したため未成年者の後見終了 同月九日届出⑪
(154)	成年に達したため 未成年者の後見終 了の旨記載の申出 が あった場合		同 _	E	同	上	平成拾五年五月七日成年に達 したため未成年者の後見終了同 月弐拾七日記載⑪
134	未成年後見監督人 (法人を除く。) 就 職 届	同上	司 _	E	同	上	平成拾六年壱月八日東京都千 代田区永田町二丁目五番地甲川 芳吉同籍松子未成年後見監督人 に就職同月拾壱日届出⑪
135	未成年後見監督人 (法人) 就職届	同上	同 _	Ŀ	同	上	平成弐拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会 福祉法人乙未成年後見監督人に 就職同月拾壱日届出⑪
136	未成年後見監督人 (法人を除く。) 選任の裁判確定 による嘱託		司 _	L	同	上	平成弐拾五年九月拾八日東京 都千代田区永田町二丁目五番地 甲川芳吉同籍松子未成年後見監 督人に選任の裁判確定同月弐拾 日嘱託⑪
137	未成年後見監督人 (法人)選任の裁 判確定による嘱託		同 _	Ŀ	同	上	平成弐拾五年九月拾八日東京 都中央区京橋一丁目一番一号社 会福祉法人乙未成年後見監督人 に選任の裁判確定同月弐拾日嘱 託⑪
(155)	未成年後見監督人 の権限を財産に関 する権限に限定す る定めの裁判確定 による嘱託		同 _	E	同	上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見監督人甲野梅子の権限 を財産に関する権限に限定する 定めの裁判確定同月弐拾九日嘱 託⑪
(156)	未成年後見監督人 の財産に関する権 限単独行使の定め の裁判確定による 嘱 託		司 _	E	同	上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見監督人甲野梅子、同社 会福祉法人乙の財産に関する権 限単独行使の定めの裁判確定同 月弐拾九日嘱託⑪
(157)	未成年後見監督人 の財産に関する権 限分掌行使の定め の裁判確定による 嘱 託		司 _	Ŀ	同	上	平成弐拾六年九月弐拾五日未 成年後見監督人甲野梅子、同社 会福祉法人乙の財産に関する権 限分掌行使の定めの裁判確定同 月弐拾九日嘱託⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
未成年者の後 見	【未成年者の後見終了日】平成14年11月1日 【届出日】平成14年11月9日 【特記事項】成年に達したため	
未成年者の後見	【未成年者の後見終了日】平成15年5月7日 【記録日】平成15年5月27日 【特記事項】成年に達したため	
未成年者の後見	【未成年後見監督人就職日】平成16年1月8日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番 地 甲川芳吉 【届出日】平成16年1月11日	
未成年者の後 見	【未成年後見監督人就職日】平成24年6月8日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】東京都中央区京橋一丁目1番1号 【届出日】平成24年6月11日	
未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】平成25年9月18日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番 地 甲川芳吉 【記録嘱託日】平成25年9月20日	
未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】平成25年9月18日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】平成25年9月20日	
未成年者の後 見	【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定め の裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子,社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	
未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子,社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日	

番号	事件の種別	届出 地		対す	記載る様		記載例
(158)	未成年後見監督人 の権限を財産に関 する権限に限定す る定めの取消の裁 判確定による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾七年九月参日未成年 後見監督人甲野梅子の権限を財 産に関する権限に限定する定め の取消の裁判確定同月七日嘱託 (印)
(159)	未成年後見監督人 の財産に関する権 限単独行使の定め の取消の裁判確定 による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾七年九月参日未成年 後見監督人甲野梅子、同社会福 祉法人乙の財産に関する権限単 独行使の定めの取消の裁判確定 同月七日嘱託⑪
(160)	未成年後見監督人 の財産に関する権 限分掌行使の定め の取消の裁判確定 による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾七年九月参日未成年 後見監督人甲野梅子、同社会福 祉法人乙の財産に関する権限分 掌行使の定めの取消の裁判確定 同月七日嘱託⑪
(161)	未成年後見監督人 辞任許可の裁判確 定による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾四年八月弐拾四日未 成年後見監督人甲野梅子辞任許 可の裁判確定同月弐拾七日嘱託 ⑪
(162)	未成年後見監督人 解任の裁判確定 による嘱託		同	上	同	上	平成弐拾四年拾壱月九日未成 年後見監督人甲野梅子解任の裁 判確定同月拾四日嘱託⑪
(163)	未成年後見監督人 地 位 喪 失 届 (死亡の場合)	本籍地	同	上	田	上	平成弐拾四年拾月七日未成年 後見監督人甲野梅子死亡未成年 後見監督人乙野広造同月拾五日 地位喪失届出⑪

未成年者の後 [未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消しの裁判確定日] 平成27年9月7日 [記録嘱託日] 平成27年9月7日 [従前の記録] [未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日] 平成26年9月25日 [未成年後見監督人] 甲野梅子 [記録嘱託日] 平成26年9月29日 表成年者の後 [未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日] 平成27年9月7日 [従前の記録] [未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日] 平成26年9月25日 [未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日] 平成26年9月29日 [未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの取消しの裁判確定日] 平成27年9月3日 [記録嘱託日] 平成27年9月7日 [従前の記録] [未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの裁判確定日] 平成27年9月7日 [従前の記録] [未成年後見監督人] 甲野梅子, 社会福祉法人乙 [記録嘱託日] 平成26年9月25日 [未成年後見監督人] 甲野梅子, 社会福祉法人乙 [記録嘱託日] 平成26年9月29日 未成年後見監督人] 甲野梅子, 社会福祉法人乙 [記録嘱託日] 平成24年8月27日 未成年後見監督人] 甲野梅子 [記録嘱託日] 平成24年11月14日 未成年後見監督人] 甲野梅子 [記録嘱託日] 平成24年11月14日 未成年後見監督人] 甲野梅子 [記録嘱託日] 平成24年11月14日 未成年後見監督人甲野梅子の死亡 [届出日] 平成24年10月15日 [地位喪失事由] 未成年後見監督人甲野梅子の死亡 [届出日] 平成24年10月15日 [月出日] 平成24年10月15日 [月出日] 平成24年10月15日 [日出日] 平成24年10月15日 [日日] 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
[記録嘱託日] 平成27年9月7日 [(従前の記録]	未成年者の後	【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定め	
【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する 定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月29日  未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月7日 【記録嘱託日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子、【記録嘱託日】平成24年1月9日 見 【辞任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年10月 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日	見	の取消しの裁判確定日】平成27年9月3日	
「未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する 定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人の財産に関する権限が掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日		【記録嘱託日】平成27年9月7日	
定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 見 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 見 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月27日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子【記録嘱託日】平成24年8月27日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日		【従前の記録】	
「未成年後見監督人】甲野梅子 「記録嘱託日】平成26年9月29日   未成年者の後		【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する	
【記録嘱託日】平成26年9月29日   未成年者の後		定めの裁判確定日】平成26年9月25日	
未成年者の後       【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日         【記録嘱託日】平成27年9月7日       【従前の記録】         【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日       【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日         未成年者の後       【未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月7日         【従前の記録】       【未成年後見監督人の財産に関する権限分挙行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日         【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日         未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日         未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成24年8月27日         未成年後見監督人】甲野梅子、記録嘱託日】平成24年8月27日         未成年者の後       【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日(解任された未成年後見監督人】甲野梅子、記録嘱託日】平成24年11月14日         未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月7日       7日         「地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡【届出日】平成24年10月15日		【未成年後見監督人】甲野梅子	
見 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年後見監督人科任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【非成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【非成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【未成年後見監督人財野梅子【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成26年9月29日	
【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日  未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日見 「解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子	未成年者の後	【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消	
【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの裁判確定日】平成27年9月3日【記録嘱託日】平成27年9月7日【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日【辞任した未成年後見監督人群任許可の裁判確定日】平成24年8月24日【辞任した未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日見「解任された未成年後見監督人】甲野梅子【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月月1日	見	しの裁判確定日】平成27年9月3日	
【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月 見 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 7日 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成27年9月7日	
表判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 見 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月7日 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月7日 「地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【従前の記録】	
【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 見 【非任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日		【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの	
【記録嘱託日】平成26年9月29日   未成年者の後		裁判確定日】平成26年9月25日	
未成年者の後 見 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消 しの裁判確定日】平成27年9月7日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【未成年後見監督人】甲野梅子,社会福祉法人乙	
見 しの裁判確定日】平成27年9月3日 【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日見 「解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月月1日 見 「地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成26年9月29日	
【記録嘱託日】平成27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日	未成年者の後	【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消	
【従前の記録】	見	しの裁判確定日】平成27年9月3日	
【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの 裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成27年9月7日	
裁判確定日】平成26年9月25日 【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日  未成年者の後 【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日  未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日  未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 月 1 「地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【従前の記録】	
【未成年後見監督人】甲野梅子、社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成26年9月29日 未成年者の後 見 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの	
【記録嘱託日】平成26年9月29日		裁判確定日】平成26年9月25日	
未成年者の後 見 24日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 見 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【未成年後見監督人】甲野梅子,社会福祉法人乙	
見       24日         【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子         【記録嘱託日】平成24年8月27日         未成年者の後       【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日         見       【解任された未成年後見監督人】甲野梅子         【記録嘱託日】平成24年11月14日         未成年者の後       【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月         見       7日         【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡         【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成26年9月29日	
【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年8月27日 未成年者の後 【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日	未成年者の後	【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成24年8月	
【記録嘱託日】平成24年8月27日         未成年者の後       【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日         見       【解任された未成年後見監督人】甲野梅子         【記録嘱託日】平成24年11月14日         未成年者の後       【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月         見       7日         【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡         【届出日】平成24年10月15日	見	2 4 日	
未成年者の後 見 【無成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子	
見 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成24年8月27日	
【記録嘱託日】平成24年11月14日 未成年者の後 【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日	未成年者の後	【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成24年11月9日	
未成年者の後       【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月         見       7日         【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡       【届出日】平成24年10月15日	見	【解任された未成年後見監督人】甲野梅子	
見 7日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日		【記録嘱託日】平成24年11月14日	
【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成24年10月15日	未成年者の後	【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成24年10月	
【届出日】平成24年10月15日	見		
【届出日】平成24年10月15日		【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡	
加田八」 不成 中 仮 兄 監 首 八		【届出人】未成年後見監督人 乙野広造	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
注24 注25	「平成五年七月拾日 「平成五年七月五日				1			
	8 死亡及び	失踪	(8	死 亡)				
138	死 亡 届	本籍地	死亡者 の戸籍	の身分	平成四年壱月九日午後八時参 拾分東京都千代田区で死亡同月 拾壱日親族甲野義太郎届出除籍 ⑪	死亡	【死亡日】平成4年1月9日 【死亡時分】午後8時30分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成4年1月11日 【届出人】親族 甲野義太郎	注 26
139	同 上 (全員除籍により) 戸籍を消除する 場合	非本 籍地	同 上	戸籍事項欄	平成五年弐月拾日消除⑩	戸籍消除	【消除日】平成5年2月10日	
140				死亡者 の身分 事項欄	平成五年弐月六日午前五時横 浜市中区で死亡同月九日同居者 丙原正作届出同月拾日同区長か ら送付除籍⑪	死亡	【死亡日】平成5年2月6日 【死亡時分】午前5時 【死亡地】横浜市中区 【届出日】平成5年2月9日 【届出人】同居者 丙原正作 【送付を受けた日】平成5年2月10日 【受理者】横浜市中区長	
(164)	公設所の長がした 死 亡 届	同上	同 上	同 上	平成五年九月九日午後拾壱時 東京都新宿区で死亡同月拾壱日 丙原五郎届出同月拾五日同区長 から送付除籍⑪	死 亡	【死亡日】平成5年9月9日 【死亡時分】午後11時 【死亡地】東京都新宿区 【届出日】平成5年9月11日 【届出人】丙原五郎 【送付を受けた日】平成5年9月15日 【受理者】東京都新宿区長	注 27
(165)	管轄局の指示を得 て受理した死亡届	本籍地	同上	同 上	平成拾四年八月拾参日午後拾 時東京都千代田区で死亡同月弐 拾壱日親族甲野梅子届出同月弐 拾六日除籍⑩	死 亡	【死亡日】平成14年8月13日 【死亡時分】午後10時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成14年8月21日 【届出人】親族 甲野梅子 【除籍日】平成14年8月26日	
(166)	水難により死亡し た者の死亡報告		同 上	同 上	平成六年参月拾壱日推定午後 参時千葉県安房郡和田町沖で死 亡同月拾弐日千倉警察署長報告 同月拾参日和田町長から送付除 籍⑪	死 亡	【死亡日】平成6年3月11日 【死亡時分】推定午後3時 【死亡地】千葉県安房郡和田町沖 【報告日】平成6年3月12日 【報告者】千倉警察署長 【送付を受けた日】平成6年3月13日 【受理者】千葉県安房郡和田町長	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	- 1	記載る欄		記 載 例
(167)	在監中に死亡した者の死亡報告		同」		同	上	平成七年四月拾日午前拾時参 拾分東京都中野区で死亡同月弐 拾日丙原鉄吉報告同月弐拾四日 同区長から送付除籍⑪
(168)	本籍氏名不明の死亡者について、本籍氏名が判明した旨の報告		同上		同	上	平成八年五月四日午前拾時横 浜市中区で死亡同日加賀町警察 署長報告同月弐拾日同区長から 送付除籍⑪
(169)	管轄局の許可を得てする死亡の記載 (非本籍地受理の) 死亡届が本籍地 へ未着のため近 親者から資料の 提出があった場 合		同上		同	上	昭和五拾六年八月六日推定午前六時東京都千代田区で死亡同月七日同居者乙川英助同区長に届出平成拾弐年六月拾日許可同月拾弐日除籍⑩
(170)	死亡の届出がない ためにする 職権記載		同」	Ė	同	上	昭和四拾四年参月日時及び場 所不詳死亡平成弐年六月壱日許 可同月五日除籍⑪
(171)	100歳以上の高齢 者についてする 死亡の職権記載		同」	1	同	上	高齢者につき死亡と認定平成 五年壱月拾四日許可同月拾六日 除籍@
141	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載		同」		生存者身頃	の事	平成四年七月六日夫死亡⑪
142	失 踪 宣 告 届	本籍地	失踪者 の戸籍		失踪 の身 事項	分	平成四年参月拾日死亡とみなされる平成六年八月五日失踪宣告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍⑩
143	配偶者の失踪による婚姻解消に関する記載		同」	1.	生存 偶分 項欄	の事	平成四年参月拾日夫死亡とみ なされる⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
死亡	【死亡日】平成7年4月10日 【死亡時分】午前10時30分 【死亡地】東京都中野区 【報告日】平成7年4月20日 【報告者】丙原鉄吉 【送付を受けた日】平成7年4月24日 【受理者】東京都中野区長	注 28
死亡	【死亡日】平成8年5月4日 【死亡時分】午前10時 【死亡地】横浜市中区 【報告日】平成8年5月4日 【報告者】加賀町警察署長 【送付を受けた日】平成8年5月20日 【受理者】横浜市中区長	
死亡	【死亡日】昭和56年8月6日 【死亡時分】推定午前6時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】昭和56年8月7日 【届出人】同居者 乙川英助 【受理者】東京都千代田区長 【許可日】平成12年6月10日 【除籍日】平成12年6月12日	
死亡	【死亡日時】昭和44年3月日時不詳 【死亡地】不詳 【許可日】平成2年6月1日 【除籍日】平成2年6月5日	
高齢者消除	【高齢者消除の許可日】平成5年1月14日 【除籍日】平成5年1月16日	
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成4年7月6日	
失踪宣告	【死亡とみなされる日】平成4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】平成6年8月5日 【届出日】平成6年8月7日 【届出人】親族 甲野啓次郎	
配偶者の失踪 宣告	【配偶者の死亡とみなされる日】平成4年3月10日	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
144	失踪宣告取消届	本籍	同 上	失踪者 の身分 事項欄	平成拾弐年九月弐拾壱日失踪 宣告取消の裁判確定同月弐拾六 日妻届出失踪の記載消除⑪
145	失踪宣告の取消し により婚姻解消 事項を消除する 場合の記載		同 上	失踪者 の配偶 者の身 分事項 欄	平成拾弐年九月弐拾六日夫失 踪の記載消除⑩

注26 同居の親族又は同居していない親族のいずれが届出をした場合でも、その

注27 この場合、届出人の資格「何病院長」の記載をしない。

注28 この場合、報告者の資格「何刑務所長」の記載をしない。

注29 失踪者の戸籍中失踪者の回復後の身分事項欄には,規則39条1項各号に掲 は要しない。

## 9 生存配偶者の復氏

146	生存配偶者の 復 氏 届	復氏 後の 本籍 地	婚姻前 の戸籍	復氏者 の身分 事項欄	平成六年壱月七日婚姻前の氏 に復する届出東京都千代田区平 河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍⑪
147			婚姻後 の戸籍	同 上	平成六年壱月七日婚姻前の氏 に復する届出同月拾日京都市上 京区長から送付同区小山初音町 十八番地乙野忠治戸籍に入籍に つき除籍⑪
148	同 上 /復氏者の復籍す べき戸籍が既に 除かれている場 合又は復氏者が 新戸籍編製の申 出をした場合	同上	新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月拾七日編製⑪
149				復氏者 の身分 事項欄	平成五年弐月拾七日婚姻前の 氏に復する届出東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍から入籍⑩

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
失踪宣告取消し	【失踪宣告取消しの裁判確定日】平成12年9月21日 【届出日】平成12年9月26日 【届出人】妻 【消除事項】失踪事項 【従前の記録】 【死亡とみなされる日】平成4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】平成6年8月5日 【届出日】平成6年8月7日 【届出人】親族 甲野啓次郎	注 29
配偶者の失踪 宣告取消し	【消除日】平成12年9月26日 【消除事項】配偶者の失踪事項 【従前の記録】 【配偶者の死亡とみなされる日】平成4年3月10日	

届出人の資格は、単に「親族」と記載する。

げる事項のみを記載すれば足り、失踪宣告取消届による回復に関する事項の記載

復 氏	【婚姻前の氏に復した日】平成6年1月7日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
復 氏	【婚姻前の氏に復した日】平成6年1月7日 【送付を受けた日】平成6年1月10日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治
戸籍編製	【編製日】平成5年2月17日
復 氏	【婚姻前の氏に復した日】平成5年2月17日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎

		届出	記載す	記載す	45			借
番号	事件の種別	地	る戸籍	る欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
150			婚姻後 の戸籍	同 上	平成五年弐月拾七日婚姻前の 氏に復する届出同月拾九日京都 市上京区長から送付同区小山初 音町十八番地に新戸籍編製につ き除籍⑪	復 氏	【婚姻前の氏に復した日】平成5年2月17日 【送付を受けた日】平成5年2月19日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地	
	10 姻族関係	の終了	(9	姻族問	関係の終了)			
151	姻族関係終了届 (夫が亡妻と同一) 戸籍にある場合)	本籍地	生存配 偶者の 戸籍	生存配 偶者の 身分事 項欄	平成五年壱月七日亡妻梅子の 親族との姻族関係終了届出⑩	姻族関係終了	【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】平成5年1月7日 【死亡配偶者氏名】甲野梅子	注 30
(172)	同 上 (妻が亡夫と戸籍) を異にする場合)	同上	同 上	同 上	平成六年弐月五日東京都千代 田区平河町一丁目四番地亡夫甲 野義太郎の親族との姻族関係終 了届出⑩	姻族関係終了	【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】平成6年2月5日 【死亡配偶者氏名】甲野義太郎 【死亡配偶者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎	
注30	夫が亡妻と戸籍を	異にす	る場合は	, (172) 0	D振り合いによる。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	11 推定相続	人の廃	孫					
152	推定相続人廃除届	廃れ者本地	れた者	れた者	平成四年九月拾四日父甲野義 太郎の推定相続人廃除の裁判確 定同月拾五日父届出⑪	推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】平成4年9月14日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】平成4年9月15日 【届出人】父	
153	推定相続人廃除取消届	同上	同 上	同 上	平成五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判確定同月拾五日父届出@	推定相続人廃除取消し	【推定相続人廃除取消しの裁判確定日】平成5年10月8日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】平成5年10月15日 【届出人】父 【従前の記録】 【推定相続人廃除の裁判確定日】平成4年9月14日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】平成4年9月15日 【届出人】父	
	12 入	籍	(10	入	籍)			
154	父母の氏を称する 入 籍 届	本籍地	父母の 戸籍	子の身 分事項 欄	平成拾参年拾月壱日父母の氏 を称する入籍届出同月五日東京 都千代田区長から送付同区平河 町一丁目四番地甲野義太郎戸籍 から入籍⑪	入 籍	【届出日】平成13年10月1日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【送付を受けた日】平成13年10月5日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	

		1		1		
番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例	
155			子の従	同上	平成拾参年拾月壱日父母の氏	入 籍
			前の戸		を称する入籍届出京都市上京区	
			籍		小山初音町十八番地乙野義太郎	
					戸籍に入籍につき除籍印	
156	同 上	同上	子の新	戸籍事	平成拾参年四月拾弐日編製印	戸籍編製
	(配偶者とともに)		戸籍	項欄		
	届出があった場					
157				筆頭者	平成拾参年四月六日父母の氏	入 籍
				となる	を称する入籍妻とともに届出同	
				子(夫)	月拾弐日東京都千代田区長から	
				の身分	送付同区平河町一丁目四番地甲	
				事項欄	野義太郎戸籍から入籍印	
158				子の配	平成拾参年四月拾弐日夫とと	配偶者の入籍
				偶者	もに入籍印	
				(妻)の		
				身分事		
				項欄		
159			子の従	筆頭者	平成拾参年四月六日父母の氏	入 籍
			前の戸	である	を称する入籍妻とともに届出京	
			籍	子(夫)	都市上京区小山初音町十八番地	
				の身分	に乙川の氏の新戸籍編製につき	
				事項欄	除籍回	
160				子の配	平成拾参年四月六日夫ととも	配偶者の入籍
				偶者	に除籍印	
				(妻)の		
				身分事		
				項欄		
161	父の氏を称する	入籍	父の新	戸籍事	平成五年弐月四日編製印	戸籍編製
	入 籍 届	後の	戸籍	項欄		
	(父につき新戸籍)	本籍				
	を編製する場合	地				
162				父の身	子の入籍届出平成五年弐月四	子の入籍
				分事項	日東京都千代田区平河町一丁目	
				欄	四番地甲野幸雄戸籍から入籍印	
	I	I	I			

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
入 籍	【届出日】平成13年10月1日 【除籍事由】父母の氏を称する入籍 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野義太郎	
戸籍編製	【編製日】平成13年4月12日	
入 籍	【届出日】平成13年4月6日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【送付を受けた日】平成13年4月12日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
配偶者の入籍	【届出による入籍日】平成13年4月12日 【入籍事由】夫が父母の氏を称する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
入 籍	【届出日】平成13年4月6日 【除籍事由】父母の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【称する氏】乙川	
配偶者の入籍	【届出による除籍日】平成13年4月6日 【除籍事由】夫が父母の氏を称する入籍 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地 【称する氏】乙川	
戸籍編製	【編製日】平成5年2月4日	
子の入籍	【入籍日】平成5年2月4日 【入籍事由】子の入籍届出 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
163				子の身 分事項 欄	平成五年弐月四日父の氏を称 する入籍親権者母届出京都市上 京区小山初音町十八番地乙野梅 子戸籍から入籍⑪
164			父の従 前の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成五年弐月四日子の入籍届 出東京都千代田区平河町一丁目 四番地に新戸籍編製につき除籍 ⑪
165			子の従前の戸籍	子の身 分事項 欄	平成五年弐月四日父の氏を称 する入籍親権者母届出同月六日 東京都千代田区長から送付同区 平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍に入籍につき除籍⑪
166	従前の氏に復する 入 籍 届	復 後 本 地	子の復 籍すべ き戸籍	同 上	平成六年参月七日従前の氏に 復する入籍届出東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍から入籍⑩
167			子の従 前の戸 籍	同 上	平成六年参月七日従前の氏に 復する入籍届出同月九日京都市 上京区長から送付同区小山初音 町十八番地乙野梅子戸籍に入籍 につき除籍⑪
168	同 上 (復氏者の復籍す べき戸籍が既に 除かれている場 合又は復氏者が 新戸籍編製の申 出をした場合	同上	子の新戸籍	戸籍事項欄	平成七年四月九日編製印
169				子の身 分事項 欄	平成七年四月九日従前の氏に 復する入籍届出東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍から入籍⑪
170			子の従 前の戸 籍	同 上	平成七年四月九日従前の氏に 復する入籍届出同月拾弐日京都 市上京区長から送付同区小山初 音町十八番地に新戸籍編製につ き除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
入 籍	【届出日】平成5年2月4日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子	
子の入籍	【届出日】平成5年2月4日 【除籍事由】子の入籍届出 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
入 籍	【届出日】平成5年2月4日 【除籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【送付を受けた日】平成5年2月6日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
入 籍	【届出日】平成6年3月7日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
入 籍	【届出日】平成6年3月7日 【除籍事由】従前の氏に復する入籍 【送付を受けた日】平成6年3月9日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野梅子	
戸籍編製	【編製日】平成7年4月9日	
入 籍	【届出日】平成7年4月9日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
入 籍	【届出日】平成7年4月9日 【除籍事由】従前の氏に復する入籍 【送付を受けた日】平成7年4月12日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町18番地	

		届出	記載す	記載す			
番号	事件の種別	地	記載りる戸籍	る欄	記載例		
(173)	子が母と同籍する入籍 届	入籍 後の 本地	母の戸籍	同 上	平成四年拾月壱日母と同籍する入籍届出東京都千代田区平河 町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑪		
(174)			子の従 前の戸 籍	同 上	平成四年拾月壱日母と同籍する入籍届出同月五日京都市上京 区長から送付同区小山初音町十 八番地甲野梅子戸籍に入籍につ き除籍⑪		
	13 分 籍						
171	分 籍 届	本籍 地	新戸籍	戸籍事 項欄	平成四年壱月拾九日編製印		
172				分籍者 の身分 事項欄	平成四年壱月拾九日分籍届出 東京都千代田区平河町一丁目四 番地甲野幸雄戸籍から入籍印		
173			従前の 戸籍	同 上	平成四年壱月拾九日分籍届出 東京都千代田区平河町一丁目百 十番地に新戸籍編製につき除籍 ⑪		
	14 国籍の得	喪	(11 国	籍の得頭	色)		
174	国籍取得届 (父の戸籍に入籍) する場合	本籍地	父の戸 籍	国籍取 得者の 身分事 項欄	平成九年弐月拾五日国籍取得 同月弐拾四日親権者父母届出入 籍(取得の際の国籍アメリカ合 衆国従前の氏名ベルナール、マ リア) ⑪		
175	帰 化 届	帰化 後の 本籍 地	新戸籍	戸籍事項欄	平成九年参月九日編製⑪		
176				帰化者 の身分 事項欄	平成九年参月四日帰化同月九日届出入籍(帰化の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア)⑪		
(175)	無国籍であった者 の 国 籍 取 得 (帰 化) 届	国取(化後本地籍得帰)の籍	新戸籍	国籍 保 化)者 の身 環欄	平成九年弐月拾日国籍取得 (帰化) 同月拾五日届出入籍 (無国籍従前の氏名劉光仁) ⑩		

	コンピュータシステムによる証明書記載例	<b>備老</b>
入籍	【届出日】平成4年10月1日 【入籍事由】母と同籍する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	
入籍	【届出日】平成4年10月1日 【除籍事由】母と同籍する入籍 【送付を受けた日】平成4年10月5日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 甲野梅子	
戸籍編製	【編製日】平成4年1月19日	Ι
7 AETAM 32	Main as the annual transfer of the state of	
分 籍	【分籍日】平成4年1月19日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
分 籍	【分籍日】平成4年1月19日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目110番地	
国籍取得	【国籍取得日】平成9年2月15日	
	【届出日】平成9年2月24日 【届出人】親権者父母 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール、マリア	
戸籍編製	【編製日】平成9年3月9日	32.33
帰 化	【帰化日】平成9年3月4日 【届出日】平成9年3月9日 【帰化の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール、マリア	
国籍取得(帰 化)		

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
(176)	子の国籍取得(帰化)届により認知者父の戸籍に子が国籍取得(帰化)した旨記載する場合(子が父の戸籍に入るとき		父の戸 籍	父の身 分事項 欄	平成九年拾月壱日子広造国籍 取得(帰化)⑪
(177)	同 上 (子が父の戸籍に 入らないとき		同 上	同 上	平成九年拾月壱日子甲野広造 (新本籍東京都千代田区平河町 一丁目四番地)国籍取得(帰 化)同月八日記載⑩
(178)	養子の国籍取得 (帰化)届により養 親の戸籍に養子が 国籍取得(帰化)し た旨記載する場合 (養子が養親の戸 (籍に入るとき		養親の 戸籍	養親の 身分事 項欄	平成九年拾月壱日養子広造国 籍取得(帰化)⑪
(179)	同 上 (養子が養親の戸 籍に入らないと き		同 上	同 上	平成九年拾月壱日養子乙野広造(新本籍東京都千代田区平河町二丁目五番地)国籍取得(帰化)同月七日記載⑪
(180)	子の国籍取得 (帰化) 届により父(母) につき新戸籍を編製する場合		父(母) の新戸 籍	父(母) の身分 事項欄	子の国籍取得(帰化)届出平成九年拾月七日埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地小田竜夫戸籍から入籍 <sup>(1)</sup>
(181)			父(母) の従前 の戸籍	同 上	平成九年拾月七日子の国籍取得(帰化)届出埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地に新戸籍編製につき除籍印
(182)	配偶者の帰化届により夫婦につき新戸籍を編製する場合(妻の帰化により)夫の氏を称するしき		夫婦の 新戸籍	夫の身 分事項 欄	妻の帰化届出平成参年拾月七 日埼玉県熊谷市大字熊谷百十番 地小田竜夫戸籍から入籍⑪
(183)			夫の従 前の戸 籍	同 上	平成参年拾月七日妻正子帰化 届出埼玉県熊谷市大字熊谷百十 番地に夫の氏の新戸籍編製につ き除籍⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
子の国籍取得 (帰化)	【子の国籍取得(帰化)日】平成9年10月1日 【子の氏名】甲野広造	注 32
子の国籍取得 (帰化)	【子の国籍取得(帰化)日】平成9年10月1日 【子の氏名】甲野広造 【子の新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【記録日】平成9年10月8日	注 33
養子の国籍取 得(帰化)	【養子の国籍取得(帰化)日】平成9年10月1日 【養子氏名】甲野広造	
養子の国籍取得 (帰化)	【養子の国籍取得(帰化)日】平成9年10月1日 【養子氏名】乙野広造 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目5番地 【記録日】平成9年10月7日	
子の国籍取得 (帰化)	【入籍日】平成9年10月7日 【入籍事由】子の国籍取得(帰化)届出 【従前戸籍】埼玉県熊谷市大字熊谷110番地 小田竜夫	注 34
子の国籍取得 (帰化)	【届出日】平成9年10月7日 【除籍事由】子の国籍取得(帰化)届出 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷110番地	
配偶者の帰化	【入籍日】平成3年10月7日 【入籍事由】妻の帰化届出 【従前戸籍】埼玉県熊谷市大字熊谷110番地 小田竜夫	注 35
配偶者の帰化	【届出日】平成3年10月7日 【除籍事由】妻の帰化届出 【配偶者氏名】小田正子 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷110番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(184)	配偶者の国籍取得(帰化)届により夫婦につき新戸籍を編製する場合(夫の国籍取得(帰化)により夫の氏を称するしき		夫婦の新戸籍	妻の身 分事項 欄	夫の国籍取得(帰化)届出平 成九年拾月七日岐阜市金沢町十 番地林君子戸籍から入籍®	配偶者の国籍 取得 (帰化)	【入籍日】平成9年10月7日 【入籍事由】夫の国籍取得(帰化)届出 【従前戸籍】岐阜市金沢町10番地 林君子	注 36
(185)			妻の従前の戸籍	同 上	平成九年拾月七日夫山川太郎 国籍取得(帰化)届出同月拾日 埼玉県熊谷市長から送付同市大 字熊谷百十番地に夫の氏の新戸 籍編製につき除籍 <sup>(1)</sup>	配偶者の国籍 取得(帰化)	【届出日】平成9年10月7日 【除籍事由】夫の国籍取得(帰化)届出 【配偶者氏名】山川太郎 【送付を受けた日】平成9年10月10日 【受理者】埼玉県熊谷市長 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷110番地 【称する氏】夫の氏	
(186)	国籍を取得した女 が国籍取得前に日 本人大婦の養子と なった上日本人 と 婚 姻 場 合 (妻の国籍取得に より妻の氏を称 するとき		父(母)の戸籍	国籍取 得者の 身分事 項欄	月弐拾四日届出入籍鈴木一男同	国籍取得	【国籍取得日】平成9年2月1日 【届出日】平成9年2月24日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール、マリア 【除籍事由】鈴木一男同人妻春子の養子であるため 【入籍戸籍】東京都新宿区新宿一丁目1番地 鈴木一男	
(187)			養親の戸籍	同 上	平成九年弐月壱日国籍取得同月弐拾四日届出同月弐拾八日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地山田花子戸籍から入籍甲野幸雄と婚姻をしているため東京都豊島区池袋一丁目一番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍(取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア) ⑪	国籍取得	【国籍取得日】平成9年2月1日 【届出日】平成9年2月24日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール、マリア 【送付を受けた日】平成9年2月28日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 山田花子 【除籍事由】甲野幸雄と婚姻をしているため 【新本籍】東京都豊島区池袋一丁目1番地 【称する氏】妻の氏	
(188)			夫婦の新戸籍	同 上	平成九年弐月壱日国籍取得同 月弐拾四日届出同月弐拾八日東 京都千代田区長から送付東京都 新宿区新宿一丁目一番地鈴木一 男戸籍から入籍(取得の際の国 籍アメリカ合衆国従前の氏名ベ ルナール、マリア)⑪	国籍取得	【国籍取得日】平成9年2月1日 【届出日】平成9年2月24日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール、マリア 【送付を受けた日】平成9年2月28日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都新宿区新宿一丁目1番地 鈴木一男	

		届出	記載す	記載す	
番号	事件の種別	地	る戸籍	る欄	記載例
(189)	父(母)の国籍取得(帰化)届により子の父(母)欄を更正する場合		国籍取得(保) 得(水)者の 戸籍	国籍(化)の 身項欄 を する は の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	父(母)国籍取得(帰化)に つき平成九年七月拾四日父(母) 欄更正⑪
177	国籍喪失届(自己の志望によ)って外国の国籍を取得した場合	本籍地	喪失者 の戸籍	喪失者 の身分 事項欄	平成八年五月七日アメリカ合 衆国の国籍を取得したため国籍 喪失同月弐拾七日叔父乙山一郎 届出除籍⑪
178	国籍選択届	同上	選択者 の戸籍	選択者 の身分 事項欄	平成拾七年五月拾五日国籍選 択の宣言届出⑩
179	国籍喪失報告 (外国の国籍を選出した場合)		喪失者 の戸籍	喪失者 の身分 事項欄	平成拾五年八月参日ブラジル の国籍を選択したため国籍喪失 同年九月壱日在サンパウロ総領 事報告除籍⑪
180	同 上 /国籍を離脱した / 場合		同上	同上	平成拾五年八月参日アメリカ 合衆国の国籍を有し日本国籍を 離脱したため国籍喪失同月七日 東京法務局長報告除籍印
181	同 上 (国籍法15条3項) による場合		同 上	同 上	平成拾五年八月参日国籍選択 の催告を受けて選択をしなかっ たため国籍喪失同年拾月七日大 阪法務局長報告除籍⑪
182	同 上 (国籍法16条2項)による場合		同上	同上	平成拾五年八月参日国籍喪失 の宣告を受けたため国籍喪失同 月七日法務省民事局長報告除籍 ⑪
183	外国国籍喪失届	非本 籍地	外国国 籍喪失 者の戸 籍	外国国 籍喪失 者の事項 欄	平成拾壱年五月六日アメリカ 合衆国の国籍喪失同月参拾日届 出同年六月八日東京都千代田区 長から送付⑪
(190)	夫婦の一方が 日本の国籍を 喪失した場合		夫婦の 戸籍	国籍喪 失者の 配偶者 の身頃 事項欄	夫 (妻) 国籍アメリカ合衆国

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
更 正	【更正日】平成9年7月14日 【更正事項】父(母)の氏名 【更正事由】父(母)国籍取得(帰化) 【従前の記録】 【父(母)】ファンデンボッシュ,ウェイン	注 37
国籍喪失	【国籍喪失日】平成8年5月7日 【喪失事由】アメリカ合衆国の国籍取得 【届出日】平成8年5月27日 【届出人】親族 乙山一郎	
国籍選択	【国籍選択の宣言日】平成17年5月15日	
国籍喪失	【国籍喪失日】平成15年8月3日 【喪失事由】ブラジルの国籍選択 【報告日】平成15年9月1日 【報告者】在サンパウロ総領事	
国籍喪失	【国籍喪失日】平成15年8月3日 【喪失時の外国籍】アメリカ合衆国 【喪失事由】日本国籍の離脱 【報告日】平成15年8月7日 【報告者】東京法務局長	
国籍喪失	【国籍喪失日】平成15年8月3日 【喪失事由】国籍選択の催告を受けて選択をしなかったため 【報告日】平成15年10月7日 【報告者】大阪法務局長	
国籍喪失	【国籍喪失日】平成15年8月3日 【喪失事由】国籍喪失の宣告を受けたため 【報告日】平成15年8月7日 【報告者】法務省民事局長	
外国国籍喪失	【外国籍喪失日】平成11年5月6日 【喪失した外国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成11年5月30日 【送付を受けた日】平成11年6月8日 【受理者】東京都千代田区長	
配偶者の国籍 喪失	【配偶者の国籍】アメリカ合衆国	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍		記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考			
注32 注33 注34 注35 注36	帰化者が準正嫡出 父(母)の新戸籍 夫婦の新戸籍中戸 夫婦の新戸籍中戸 国籍取得(帰化)	子の場 子の戸籍 野事 野事 手 手 手 手 子 の 戸 き り で り の り り り り り り り り り り り り り り り り	合は、「引きない。」 合は、「引き事項欄の記載欄の記載 間欄の記載の子と戸	長男広造」 長男甲野瓜 シ記載は、 はは、175 战は、175 まな、175 籍を異に	の振り合いによる。 広造」の振り合いによる。 175の振り合いにより、子の身 の振り合いにより、妻の身分事 の振り合いにより、夫の身分事 の振り合いにより、夫の身分事 する場合は、「父(母)(新本籍	分事項欄の記載は、176の振り合いによる。 項欄の記載は、176の振り合いによる。 項欄の記載は、176の振り合いによる。 福島県郡山市栄町九十三番地四)国籍取得(帰化)」の振り合いによる					
	15 氏名の変	更	(12 氏	名の変見	更)						
184	戸籍法107条1項 による氏の変更届		氏を変 更する 者の戸 籍	戸籍事項欄	平成九年拾月拾七日戸籍法百 七条一項の氏変更届出@	氏の変更	【氏変更日】平成9年10月17日 【氏変更の事由】戸籍法107条1項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝				
185	戸籍法107条2項 による氏の変更届	同上	同 上	同 上	平成九年五月八日戸籍法百七 条二項の氏変更届出⑪	氏の変更	【氏変更日】平成9年5月8日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【従前の記録】 【氏】乙野				
186				氏を変 更すの身 分事項 欄	平成九年五月八日戸籍法百七 条二項の氏変更届出⑪	氏の変更	【氏変更日】平成9年5月8日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出				
187	同 上 (子が氏を変更す) る者と同一の戸 (籍にある場合)	非本籍地		戸籍事項欄	平成八年七月参日戸籍法百七 条二項の氏変更届出⑪ 平成八年七月五日編製⑪	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成8年7月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【編製日】平成8年7月5日				
188				氏を変 更すの身 分事項 欄		氏の変更	【氏変更日】平成8年7月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【送付を受けた日】平成8年7月5日 【受理者】東京都中央区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子				
189			氏を変 更すの従 前の戸	同 上	平成八年七月参日戸籍法百七 条二項の氏変更届出同月五日東 京都中央区長から送付東京都千 代田区平河町一丁目四番地に 「ファンデンボッシュ」の氏の 新戸籍編製につき除籍⑪	氏の変更	【氏変更日】平成8年7月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【送付を受けた日】平成8年7月5日 【受理者】東京都中央区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ				
190	戸籍法107条3項 による氏の変更届 (子が氏を変更す) る者と同一の戸 籍にある場合	同上	氏を変 更する 戸籍	戸籍事項欄	平成拾年参月参日戸籍法百七 条三項の氏変更届出⑪ 平成拾年参月九日編製⑪	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成10年3月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条3項の届出 【編製日】平成10年3月9日	注 38			

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記 載 例
191				氏更者分 欄	平成拾年参月参日戸籍法百七 条三項の氏変更届出同月九日京 都市上京区長から送付東京都千 代田区平河町一丁目四番地ファ ンデンボッシュ梅子戸籍から入 籍⑪
192			氏更者前籍	同 上	平成拾年参月参日戸籍法百七 条三項の氏変更届出同月九日京 都市上京区長から送付東京都千 代田区平河町一丁目四番地に 「乙野」の氏の新戸籍編製につ き除籍⑪
193	戸籍法107条4項 による氏の変更届	同上	氏を変 更する 者の新 戸籍	戸籍事項欄	平成九年拾月壱日戸籍法百七 条四項の氏変更届出⑪ 平成九年拾月五日編製⑪
194				氏 更 者 の 身 項 欄	平成九年拾月壱日戸籍法百七 条四項の氏変更届出同月五日埼 玉県浦和市長から送付東京都千 代田区平河町一丁目四番地乙野 梅子戸籍から入籍⑪
195			氏をする でする が一等	同 上	平成九年拾月壱日戸籍法百七 条四項の氏変更届出同月五日埼 玉県浦和市長から送付東京都千 代田区平河町一丁目四番地に 「ファンデンボッシュ」の氏の 新戸籍編製につき除籍⑪
196	名の変更届	本籍地	名を変 更する 者の戸 籍	名 更 者 分 欄	平成五年弐月拾六日名の変更 届出⑪
(191)	15歳未満の者の 名 の 変 更 届	同上	同上	同上	平成五年五月拾日名の変更親 権者父母届出⑪
注38	戸籍法107条3項に	こよるE	氏の変更	をした者	の戸籍に他に在籍者がいない場

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
氏の変更	【氏変更日】平成10年3月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条3項の届出 【送付を受けた日】平成10年3月9日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 ファンデン ボッシュ梅子	
氏の変更	【氏変更日】平成10年3月3日 【氏変更の事由】戸籍法107条3項の届出 【送付を受けた日】平成10年3月9日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】乙野	
氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成9年10月1日 【氏変更の事由】戸籍法107条4項の届出 【編製日】平成9年10月5日	
氏の変更	【氏変更日】平成9年10月1日 【氏変更の事由】戸籍法107条4項の届出 【送付を受けた日】平成9年10月5日 【受理者】埼玉県浦和市長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	
氏の変更	【氏変更日】平成9年10月1日 【氏変更の事由】戸籍法107条4項の届出 【送付を受けた日】平成9年10月5日 【受理者】埼玉県浦和市長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ	
名の変更	【名の変更日】平成5年2月16日 【従前の記録】 【名】銕吉	
名の変更	【名の変更日】平成5年5月10日 【届出人】親権者父母 【従前の記録】 【名】五雄	
□ (4100 . 190	の記載例に準じた振り合いによる。	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	
	16 転	籍							
197	転 籍 届 (一の市町村から) 他の市町村に転 籍する場合	転籍地	転籍後 の戸籍		平成四年壱月弐拾日千葉市中 央区千葉港五番地から転籍届出 <sup>(1)</sup>	転 籍		【転籍日】平成4年1月20日 【従前本籍】千葉市中央区千葉港5番地	
198			転籍前 の戸籍	同 上	平成四年壱月弐拾日東京都千 代田区西神田一丁目四番地に転 籍届出同月弐拾壱日同区長から 送付消除印	転 籍		【転籍日】平成4年1月20日 【新本籍】東京都千代田区西神田一丁目4番地 【送付を受けた日】平成4年1月21日 【受理者】東京都千代田区長	
199	同 上 (同一市町村内で) 転籍する場合	本籍地	転籍者 の戸籍	同上	平成五年弐月六日西神田二丁 目十番地に転籍届出⑪	転 籍		【転籍日】平成5年2月6日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
注39	転籍後の本籍の表	示につ	いては、	土地の名	称及び地番号又は街区符号の番	号を記載	すれ	ば足り,都道府県郡市区町村名の記載は要しない。	
	17 就	籍							
200	就 籍 届	就籍 地	新戸籍	戸籍事 項欄	平成弐拾四年六月弐拾八日編 製⑪	戸籍編製		【編製日】平成24年6月28日	
201				就籍者 の身分 事項欄	平成弐拾四年六月弐拾弐日就 籍許可の裁判確定同月弐拾八日 届出印	就 籍		【就籍許可の裁判確定日】平成24年6月22日 【届出日】平成24年6月28日	
	18 戸籍の訂	正	(13 戸	「籍の訂正	E)				
202	出生の日の訂正申請		訂正す べきの る者 を 音	べき記 録のあ	平成四年壱月参拾日戸籍訂正 許可の裁判確定同年弐月拾七日 父申請出生の日訂正⑪	記	正	【訂正日】平成4年2月17日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成4年1月30日 【申請日】平成4年2月17日 【申請人】父 【従前の記録】 【生年月日】平成2年1月10日 【出生日】平成2年1月10日	
(192)	誤記された生年月 日について管轄局 の長の許可を得て する職権訂正		訂正す べき者 の戸籍	べき者	誤記につき平成拾四年五月弐 拾弐日許可同月弐拾四日出生の 日訂正⑪	ÊJ	正	【訂正日】平成14年5月24日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】誤記 【許可日】平成14年5月22日 【従前の記録】 【生年月日】平成11年7月5日 【出生日】平成11年7月5日	

備考

注 39

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(193)	誤記された生年月 日について届書又 は従前の戸籍によ ってする職権訂正		同 上	同 上	誤記につき平成五年五月八日 出生の月日訂正⑪	ŝŢ	正	【訂正日】平成5年5月8日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】誤記 【従前の記録】 【生年月日】平成2年6月25日 【出生日】平成2年6月25日	
(194)	出生の記載が遺漏 しているために する職権訂正		父母の 戸籍	子の身 分事項 欄	平成参年五月拾日東京都千代 田区で出生同月拾五日父届出入 籍⑪ 右記載遺漏につき平成五年五 月六日許可同月拾日記載⑪	出生	録	【出生日】平成3年5月10日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成3年5月15日 【届出人】父 【記録日】平成5年5月10日 【記録事由】記録遺漏 【許可日】平成5年5月6日	
(195)	出生の記載全部を消除する訂正申請		訂正す べき者 の戸籍		出生による入籍の記載は錯誤 につき平成五年五月拾日戸籍訂 正許可の裁判確定同月弐拾六日 甲野忠雄申請戸籍の記載全部消 除⑪	消除		【消除日】平成5年5月26日 【消除事項】戸籍の記録全部 【消除事由】出生による入籍の記録錯誤につき戸籍訂正許可の 裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月10日 【申請日】平成5年5月26日 【申請人】甲野忠雄	)
203	嫡出子否認の裁判 による訂正申請		子の戸籍	子の身 分事項 欄	平成八年五月弐日嫡出子否認 の裁判確定同月七日甲野義太郎 申請父の記載消除父母との続柄 訂正印	消除		【消除日】平成8年5月7日 【消除事項】父の氏名 【消除事由】嫡出子否認の裁判確定 【裁判確定日】平成8年5月2日 【申請日】平成8年5月7日 【申請人】甲野義太郎 【関連訂正事項】父母との続柄 【従前の記録】 【父】甲野義太郎 【父母との続柄】長男(長女)	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例					コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
204	父を定める裁判 による訂正申請		父の戸籍	同 上	平成六年六月拾壱日父を丙山 信雄と定める裁判確定同月拾六 日同人申請東京都千代田区平河 町一丁目四番地甲野義太郎戸籍 から入籍⑪	,	λ	籍		【入籍日】平成6年6月16日 【入籍事由】父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】平成6年6月11日 【申請日】平成6年6月16日 【申請人】丙山信雄 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
205			子の従前の戸籍	同 上	平成六年六月拾壱日父を丙山 信雄と定める裁判確定同月拾六 日同人申請同月拾八日千葉市中 央区長から送付同市中央区千葉 港五番地丙山信雄戸籍に入籍に つき除籍⑪	1011	徐	籍		【除籍日】平成6年6月18日 【除籍事由】父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】平成6年6月11日 【申請日】平成6年6月16日 【申請人】丙山信雄 【送付を受けた日】平成6年6月18日 【受理者】千葉市中央区長 【入籍戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 丙山信雄	
206	親子関係不存在確認の裁判による訂 正 申 請		子の戸籍	同 上	平成六年七月七日丙野久吉及 び同人妻ハナとの親子関係不存 在確認の裁判確定同月拾六日甲 野義太郎申請消除⑩	ì	消	除		【消除日】平成6年7月16日 【消除事項】出生事項 【消除事由】丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認 の裁判確定 【裁判確定日】平成6年7月7日 【申請日】平成6年7月16日 【申請人】甲野義太郎 【従前の記録】 【出生日】平成2年3月4日 【出生地】埼玉県浦和市 【届出日】平成2年3月10日 【届出人】父	
(196)	昭和23年以後に父から嫡出子出生届がされた子について、母子関係不存在確認の裁判があった場合の訂正申請(父母の知がなく、かつ、出生当時の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母の母		子の移記される戸籍	子の身 分事項 欄	平成五年九月八日甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定同月拾五日乙原夏子申請同月拾八日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から移記⑪		₹	\$	記	【移記日】平成5年9月18日 【移記事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成5年9月8日 【申請日】平成5年9月15日 【申請人】乙原夏子 【送付を受けた日】平成5年9月18日 【受理者】東京都千代田区長 【移記前の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義 太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(197)			子の現 在の戸籍	同 上	平成五年九月八日甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定同月拾五日乙原夏子申請母の氏名及び父母との続柄訂正東京都中央区小田原町三丁目一番地乙原夏子戸籍に移記につき消除 @	訂 移	正記	【訂正日】平成5年9月15日 【訂正事項】母の氏名,父母との続柄 【訂正事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成5年9月8日 【申請日】平成5年9月15日 【申請人】乙原夏子 【従前の記録】 【母】甲野梅子 【父母との続柄】長男(長女) 【移記日】平成5年9月15日 【移記事項】出生事項 【移記事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成5年9月8日 【申請日】平成5年9月15日 【申請日】平成5年9月15日 【申請日】平成5年9月15日 【申請人】乙原夏子 【移記後の戸籍】東京都中央区小田原町三丁目1番地 乙原夏	
207	養子縁組無効の裁判による訂正申請		養子の緑組前の戸籍	従前の	平成六年八月四日養父甲野義 太郎養母梅子との養子縁組無効 の裁判確定同月八日養父母申請 同月拾壱日東京都千代田区長か ら送付縁組の記載消除卿	消	除	子 【消除日】平成6年8月11日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成6年8月4日 【申請日】平成6年8月8日 【申請人】養父 甲野義太郎 【申請人】養母 甲野梅子 【送付を受けた日】平成6年8月11日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【縁組日】平成4年1月13日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成4年1月15日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区 、入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	注 40

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例			コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
208			養親の戸籍	養父母 の各身 分事項 欄		消	除	【消除日】平成6年8月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養子英助との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成6年8月4日 【申請日】平成6年8月8日 【従前の記録】 【縁組日】平成4年1月13日 【共同縁組者】妻(夫) 【養子氏名】乙川英助	
209				養子の身分欄	平成六年八月四日養父甲野義 太郎養母梅子との養子縁組無効 の裁判確定同月八日養父母申請 消除⑪	消	除	【消除日】平成6年8月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成6年8月4日 【申請日】平成6年8月8日 【申請人】養父 甲野義太郎 【申請人】養母 甲野梅子 【従前の記録】 【縁組日】平成4年1月13日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目6番地 乙川孝助	
210	婚姻無効の裁判による訂正申請		夫の婚 姻前の 戸籍		平成五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 弐拾日申請婚姻の記載消除⑪	消	除	【消除日】平成5年10月20日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成5年10月11日 【申請日】平成5年10月20日 【従前の記録】 【婚姻日】平成4年9月10日 【配偶者氏名】乙野幸子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】夫の氏	注 41
211			妻の婚 姻前の 戸籍	妻の従 前の身項 欄	平成五年拾月拾壱日夫甲野義 男との婚姻無効の裁判確定同月 弐拾日夫申請婚姻の記載消除⑪	消	除	【消除日】平成5年10月20日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成5年10月11日 【申請日】平成5年10月20日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成4年9月10日 【配偶者氏名】甲野義男 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例	コンピュータシステムによる証明書記載	列	備考
212			夫婦の 戸籍	戸籍事 項欄	平成五年拾月弐拾日消除⑪	戸籍消除 【消除日】平成5年10月20日		
213				夫の身 分事項 欄	平成五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 弐拾日申請消除⑪	消 除 【消除事項】平成5年10月20日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻乙野幸子との婚姻無効の裁 【裁判確定日】平成5年10月11日 【申請日】平成5年10月20日 【従前の記録】 【婚姻日】平成4年9月10日 【配偶者氏名】乙野幸子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一 雄		
214				妻の身分事項欄	平成五年拾月拾壱日夫甲野義 男との婚姻無効の裁判確定同月 弐拾日夫申請消除⑪	消除日】平成5年10月20日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁 【裁判確定日】平成5年10月11日 【申請日】平成5年10月20日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成4年9月10日 【配偶者氏名】甲野義男 【従前戸籍】東京都千代田区神保町二郎		
(198)	婚姻無効の裁判 による訂正申請 (妻の婚姻前の戸) 籍が転籍により 除籍されている 場合			妻の回 復した 身分事 項欄	申請により平成六年八月弐拾 弐日京都市上京区長から送付記 載⑪	記 録 【記録日】平成6年8月22日 【記録事由】申請 【送付を受けた日】平成6年8月22日 【受理者】京都市上京区長		注 42
(199)			妻の婚の戸籍(転前の籍)	妻の従身項 欄 欄	平成六年八月拾日夫甲野義男 との婚姻無効の裁判確定同月弐 拾日夫申請婚姻の記載消除東京 都千代田区平河町一丁目四番地 乙野太郎戸籍に回復⑪	消 除 【消除事項】呼姻事項 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁 【裁判確定日】平成6年8月10日 【申請人】夫 【回復後の戸籍】東京都千代田区平河町一郎 【従前の記録】 【婚姻日】平成5年10月5日 【配偶者氏名】甲野義男 【新本籍】京都市上京区小山初音町1 【称する氏】夫の氏	丁目4番地 乙野太	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例				コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(200)	夫婦の称する氏の 訂 正 申 請 (「夫の氏」を「妻 の氏」と訂正す る場合		妻を筆 頭者と する新 戸籍		平成五年参月参日編製印 婚姻届出錯誤につき平成五年 五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判 確定同年六月拾日夫申請記載印	戸新	話記	録	【編製日】平成5年3月3日 【記録日】平成5年6月10日 【記録事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月20日 【申請日】平成5年6月10日 【申請人】夫	
(201)				妻の身 分事項 欄	平成五年参月参日甲野一郎と 婚姻届出千葉市中央区千葉港五 番地乙野英助戸籍から入籍®	婚	姻		【婚姻日】平成5年3月3日 【配偶者氏名】甲野一郎 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 乙野英助	
(202)				夫の身 分事項 欄	平成五年参月参日乙野竹子と 婚姻届出東京都千代田区永田町 一丁目五番地甲野太郎戸籍から 入籍印	婚	姻		【婚姻日】平成5年3月3日 【配偶者氏名】乙野竹子 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目5番地 甲野太郎	
(203)			夫を筆 頭者と した戸 籍	戸籍事項欄	平成五年六月拾日消除⑩	戸第	<b>香消除</b>		【消除日】平成5年6月10日	
(204)				夫の身分事項欄	婚姻届出錯誤につき平成五年 五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判 確定同年六月拾日申請消除⑪	消	除		【消除日】平成5年6月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月20日 【申請日】平成5年6月10日 【従前の記録】 【婚姻日】平成5年3月3日 【配偶者氏名】乙野竹子 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目5番地 甲野太郎	
(205)				妻の身分事項欄	婚姻届出錯誤につき平成五年 五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判 確定同年六月拾日夫申請消除⑪	消	除		【消除日】平成5年6月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月20日 【申請日】平成5年6月10日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成5年3月3日 【婚姻日】平成5年3月3日 【配偶者氏名】甲野一郎 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 乙野英助	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例				Ξ
(206)			夫の婚 姻前の 戸籍	夫の身 分事項 欄	平成五年五月弐拾日戸籍訂正 許可の裁判確定同年六月拾日申 請婚姻事項中称する氏を「妻の 氏」と訂正⑪		訂	正	【記【表】【申【《
(207)			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成五年五月弐拾日戸籍訂正 許可の裁判確定同年六月拾日夫 申請同月拾五日東京都千代田区 長から送付婚姻事項中称する氏 を「妻の氏」と訂正⑪		訂	正	(記載申目送受後
(208)	不受理期間中に協 議離婚届が受理され妻について復籍 の記載後その記載 をすべきでない旨 の通知があった 場合の職権訂正		同 上	同 上	離婚の記載をすべきでない旨 の平成五年弐月拾弐日付東京都 千代田区長の通知により同月拾 五日消除⑪	消	除		【消化】
(209)	市町村長の過誤に よる死亡の記載の 職 権 訂 正		回復す べき戸 籍	戸籍事項欄	戸籍消除の記載は誤記につき 平成五年拾弐月拾日許可同月拾 参日回復⑪	戸籍	回復		[回] 【回 【計
(210)			消除された戸籍	同 上	戸籍消除の記載は誤記につき 平成五年拾弐月拾参日その記載 消除⑪	消	除		【注 【注 【注 【 <b></b>

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
訂 正	【訂正日】平成5年6月10日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月20日 【申請日】平成5年6月10日 【従前の記録】 【称する氏】夫の氏	
訂 正	【訂正日】平成5年6月15日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年5月20日 【申請日】平成5年6月10日 【申請人】夫 【送付を受けた日】平成5年6月15日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【称する氏】夫の氏	
消除	【消除日】平成5年2月15日 【消除事項】離婚事項 【消除事由】離婚の記録をすべきでない旨の平成5年2月12日付け東京都千代田区長の通知 【通知を受けた日】平成5年2月15日 【従前の記録】 【離婚日】平成5年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成5年1月15日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
戸籍回復	【回復日】平成5年12月13日 【回復事由】戸籍消除の記録誤記 【許可日】平成5年12月10日	注 43
消除	【消除日】平成5年12月13日 【消除事項】戸籍消除事項 【消除事由】戸籍消除の記録誤記 【従前の記録】 【消除日】平成5年11月5日	

番号	事件の種別	届出地	記載す る戸籍	記載する欄	記載例
(211)				死亡とされた。 れた身項欄	死亡の記載は誤記につき平成 五年拾弐月拾日許可同月拾参日 その記載消除@
(212)	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載遺漏についてする職権訂正		夫婦の 戸籍	生存配 偶者の 身分事 項欄	平成五年六月弐日夫死亡同年 七月拾日記載@
(213)	入籍届の届出人の 資格の記載遺漏に ついてする 職権 訂正		入籍者 の戸籍	入籍者 の身分 事項欄	父の氏を称する入籍事項中届 出人の資格の記載遺漏につき平 成五年弐月拾弐日許可同月拾五 日記載⑪
(214)	分籍無効による 訂 正 申 請		分籍前籍	分籍者前分欄 の身項欄	分籍無効につき平成七年四月 拾日戸籍訂正許可の裁判確定同 月弐拾五日申請同月弐拾七日東 京都千代田区長から送付分籍の 記載消除⑪
(215)			分籍後 の新戸 籍	戸籍事項欄	平成七年四月弐拾五日消除卿
(216)				分籍者 の身分 事項欄	分籍無効につき平成七年四月 拾日戸籍訂正許可の裁判確定同 月弐拾五日申請消除⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
消除	【消除日】平成5年12月13日 【消除事項】死亡事項 【消除事由】死亡の記録誤記 【許可日】平成5年12月10日 【従前の記録】 【死亡日】平成5年10月30日 【死亡時分】午前11時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成5年11月5日 【届出人】親族 甲野梅子	
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成5年6月2日 【記録日】平成5年7月10日	
訂 正	【訂正日】平成5年2月15日 【訂正事由】記録遺漏 【許可日】平成5年2月12日 【記録の内容】 【届出人】親権者父	注 44
消除	【消除日】平成7年4月27日 【消除事項】分籍事項 【消除事由】分籍無効につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成7年4月10日 【申請日】平成7年4月25日 【送付を受けた日】平成7年4月27日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【分籍日】平成7年2月5日 【送付を受けた日】平成7年2月10日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区長	注 45
戸籍消除	【消除日】平成7年4月25日	
消除	【消除日】平成7年4月25日 【消除事項】分籍事項 【消除事由】分籍無効につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成7年4月10日 【申請日】平成7年4月25日 【従前の記録】 【分籍日】平成7年2月5日 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
215	複本籍につき訂正 申請をする者がな いためにする 職権訂正		複者の 者のれる べ籍	複本籍 者の身 分事項 欄	千葉市中央区千葉港五番地甲 野義太郎同籍英助の複本籍につ き平成四年拾壱月九日許可同月 拾日消除⑪
(217)	戸籍法施行規則41 条1項による訂正		訂正す べき の戸籍	訂正す べら身分 事項欄	出生の記載は転籍(縁組)届受理後にされているため平成参年拾月参日その記載消除⑪
(218)	同規則43条による 訂 正		同 上	同 上	同居者丙原正作届出による出生の記載は父の出生届受理後にされているためその記載消除⑪平成四年壱月拾日京都市上京区で出生同月拾六日父届出同月拾八日同区長から送付入籍⑪
(219)	氏の文字の記載訂 正 の 申 出 が あ っ た 場 合		同上	戸籍事項欄	平成拾八年拾月壱日「喜」に 文字訂正⑪
(220)	筆頭者氏名欄及び 名欄以外の欄の氏 又は名の文字の記 載訂正の申出が あった場合		申出をした者の戸籍	申出を した者 の身項欄	平成六年拾月四日「初」に文字訂正⑪
(221)	名の字体を通用字体に改める申出があった場合		更正す べき者 の戸籍	更正す べき者 の身項欄	平成六年拾月壱日「静」に文 字更正⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
消除	【消除日】平成4年11月10日 【消除事項】戸籍の記録全部 【消除事由】千葉市中央区千葉港5番地甲野義太郎同籍英助の 複本籍 【許可日】平成4年11月9日	
消除	【消除日】平成3年10月3日 【消除事項】出生事項 【消除事由】出生の記録が転籍(縁組)届受理後にされている ため 【従前の記録】 【出生日】平成3年9月8日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成3年9月15日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成3年9月19日 【受理者】東京都千代田区長	
消除	【消除日】平成4年1月18日 【消除事項】出生事項 【消除事由】同居者丙原正作届出による出生の記録が父の出生 届出受理後にされているため 【従前の記録】 【出生日】平成4年1月10日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成4年1月17日 【届出人】同居者 丙原正作	
出 生	【出生日】平成4年1月10日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成4年1月16日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成4年1月18日 【受理者】京都市上京区長	
文字訂正	【訂正日】平成18年10月1日 【従前の記録】 【氏】喜多	
文字訂正	【訂正日】平成6年10月4日 【従前の記録】 【父】甲野初男	
文字更正	【更正日】平成6年10月1日 【従前の記録】 【名】靜子	

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例
216	性別の取扱いの変更の裁判確定による		性別の取扱いの変更	戸籍事 項欄	平成弐拾四年八月弐拾参日編 製 <sup></sup>
217	る嘱託		の変更判を者での表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	変裁 受者 分欄のをた身項	平成弐拾四年八月弐拾日平成 拾五年法律第百十一号三条によ る裁判確定同月弐拾参日嘱託東 京都千代田区平河町一丁目四番 地甲野義太郎戸籍から入籍父母 との続柄の記載更正⑪
218			性取ののをた従戸別扱変裁受者前籍	変裁受者分欄	平成弐拾四年八月弐拾日平成 拾五年法律第百十一号三条によ る裁判確定同月弐拾参日嘱託東 京都千代田区平河町一丁目四番 地に新戸籍編製につき除籍 <sup>(1)</sup>

注40 養子の縁組前の戸籍中養子の回復後の身分事項欄には,規則39条1項各号注41 夫及び妻の各婚姻前の戸籍中夫及び妻の回復後の各身分事項欄には,規則は要しない。

注42 夫の婚姻前の戸籍中夫の従前の身分事項欄並びに夫婦の戸籍中戸籍事項欄

- 注43 回復すべき戸籍中回復者の身分事項欄には、規則39条1項各号に掲げる事
- 注44 入籍事項中「父の氏を称する入籍」の記載の次に、「親権者父」を右側に
- 注45 分籍前の戸籍中分籍者の回復後の身分事項欄には、規則39条1項各号に掲

## (14 雑)

(222)	戸籍又は除籍が 滅失した場合 (火災により滅失) したとき	再製す る戸 (除)籍	項欄	平成五年拾弐月六日火災のため滅失につき平成六年六月拾五 日再製⑪
(223)	同 上 (滅失の年月日, 原因が明らかで ないとき	同上	日 上	平成五年拾壱月弐拾弐日滅失 発見につき同年拾弐月弐拾五日 再製⑪
(224)	戸籍又は除籍が滅 失のおそれある場	同 上	. 同上	平成拾弐年拾月弐拾参日再製 ⑩
(225)	合	滅失の おそれ が 戸(除)		平成拾弐年拾月弐拾参日再製につき消除⑪

	コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
戸籍編製	【編製日】平成24年8月23日	
平成15年法 律第111号 3条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】平成24年8月20日 【記録嘱託日】平成24年8月23日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	
平成15年法 律第111号 3条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】平成24年8月20日 【記録嘱託日】平成24年8月23日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	

に掲げる事項のみを記載すれば足り,回復に関する訂正事項の記載は要しない。 39条1項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り,回復に関する訂正事項の記載

及び夫婦の各身分事項欄の記載は、210・212~214の振り合いによる。 項のみを記載すれば足り、回復に関する訂正事項の記載は要しない。 加入する方法で訂正する。

げる事項のみを記載すれば足り、回復に関する訂正事項の記載は要しない。

Į.	
戸籍再製	【再製日】平成6年6月15日 【再製事由】平成5年12月6日火災のため滅失
戸籍再製	【再製日】平成5年12月25日 【再製事由】平成5年11月22日滅失発見
戸籍再製	【再製日】平成12年10月23日
戸籍消除	【消除日】平成12年10月23日 【特記事項】再製につき消除

番号	事件の種別	届出 地	記載す る戸籍	記載す る欄	記載例		コンピュータシステムによる証明書記載例	備考
(226)	戸籍又は除籍の 一部が滅失の おそれある場合		再製す る戸 (除)籍	同上	平成拾弐年拾壱月六日第二・ 三葉再製⑪			注 46
(227)			滅失の おそれ がある 戸(除) 籍	おそれ がある	平成拾弐年拾壱月六日再製に つき消除(東京都千代田区平河 町一丁目四番地甲野義太郎戸籍 第二・三葉) ⑪			
(228)	戸籍法第十一条の 二第一項の申出が あった場合		再製す る戸 (除)籍	戸籍事項欄	平成拾五年壱月拾五日再製印	戸籍再製	【再製日】平成15年1月18日 【再製事由】戸籍法第11条の2第1項	
(229)			戸籍訂 正がさ れた戸 (除)籍	同 上	平成拾五年壱月拾五日戸籍法 第十一条の二第一項の規定によ る再製につき消除⑩	戸籍消除	【消除日】平成15年1月18日 【特記事項】戸籍法第11条の2第1項の規定による再製につ き消除	
(230)	戸籍法第十一条の 二第二項の申出が あった場合		再製す る 戸 (除)籍	同 上	平成拾五年壱月拾五日再製⑪			注 46
(231)			文訂追はがた (除)籍	同 上	平成拾五年壱月拾五日戸籍法 第十一条の二第二項の規定によ る再製につき消除®			
(232)	名の傍訓消除の申 出		傍訓を 消除す る者 戸籍	消除す	申出により平成五年五月四日 名の傍訓消除⑩			注 46
注46	(226), (227), (230),	(231),	(232) は	 コンピ	ュータシステムによる場合には	不要記載例では		